資料No.1-2

第3次富士市まちづくり活動推進計画

（案）

富士市

目　　次

第１章　第３次富士市まちづくり活動推進計画とは・・・Ｐ１

1　富士市のまちづくり活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

2　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

3　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ10

4　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ11

第２章　まちづくり活動の推進に向けた課題・・・・・・・Ｐ12

1　まちづくり活動を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・Ｐ12

2　新・富士市まちづくり活動推進計画の検証と評価・・・・・Ｐ17

3　課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ20

第３章　目標像とその実現に向けた基本姿勢・・・・・・・Ｐ22

1　地域コミュニティの目標像・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ22

2　目標像の実現に向けた基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・Ｐ23

第４章　施策の体系と個別施策・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ24

1　方針別目標像の示す状態と個別施策・・・・・・・・・・・・Ｐ26

2　個別施策を横断する総合的な施策・・・・・・・・・・・・・Ｐ42

第５章　計画の推進にあたって・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ45

1　計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ45

2　持続可能なまちづくり活動の推進に向けて・・・・・・・・・Ｐ48

愛称：地域の力こぶ増進計画とは

第１次計画の「富士市まちづくり活動推進計画」を策定する際、計画内容が市民生活に密着したものであり、市民の皆様により親しみと興味を持っていただけるよう、計画の愛称を「地域の力こぶ増進計画」としたものです。

この計画の愛称は、市民に広く定着していることから、前計画に引き続き、本計画においても継承することとしました。

第１章　第３次富士市まちづくり活動推進計画とは

１　富士市のまちづくり活動

（1)まちづくり活動とは

本計画のまちづくり活動とは、「地域の暮らしをより充実させていくため、地域住民が積極的に参加し、主体的に行動すること」としています。

（2）「地区」を単位とするコミュニティ

本市においては、古くから小学校区単位に公民館を設置し、ここを地区活動の拠点として、様々な住民団体によるまちづくり活動が活発に展開されてきた歴史があります。

本計画では、概ね小学校区の通学区域（令和８(2026)年度末時点）を範囲とする「地区」を単位として、地区内で日常的に行われているまちづくり活動を対象としており、その活動の更なる活性化に向けた方策について検討します。

（3）「地域」を単位とするコミュニティ

本計画では、「町内会・区」などの地区より狭い範囲、または地区より大きい「合併前の旧市町」、「中学校の通学区域」、「富士市全域」を指す一般名称として「地域」を使用します。

（4）まちづくり活動を行う地区内の主な団体

【まちづくり協議会】

平成26(2014)年に各地区で設立されたまちづくり協議会は、平成28(2016)年11月に制定した富士市地区まちづくり活動推進条例によって位置付けられた団体です。町内会・区をはじめとする地区団体から構成され、地区の課題解決に向けて計画的な事業運営を進めるために必要な事項を定めたまちづくり行動計画を策定し、各地区の将来像の実現に向け、様々な分野における地区の課題解決に取り組んでいます。

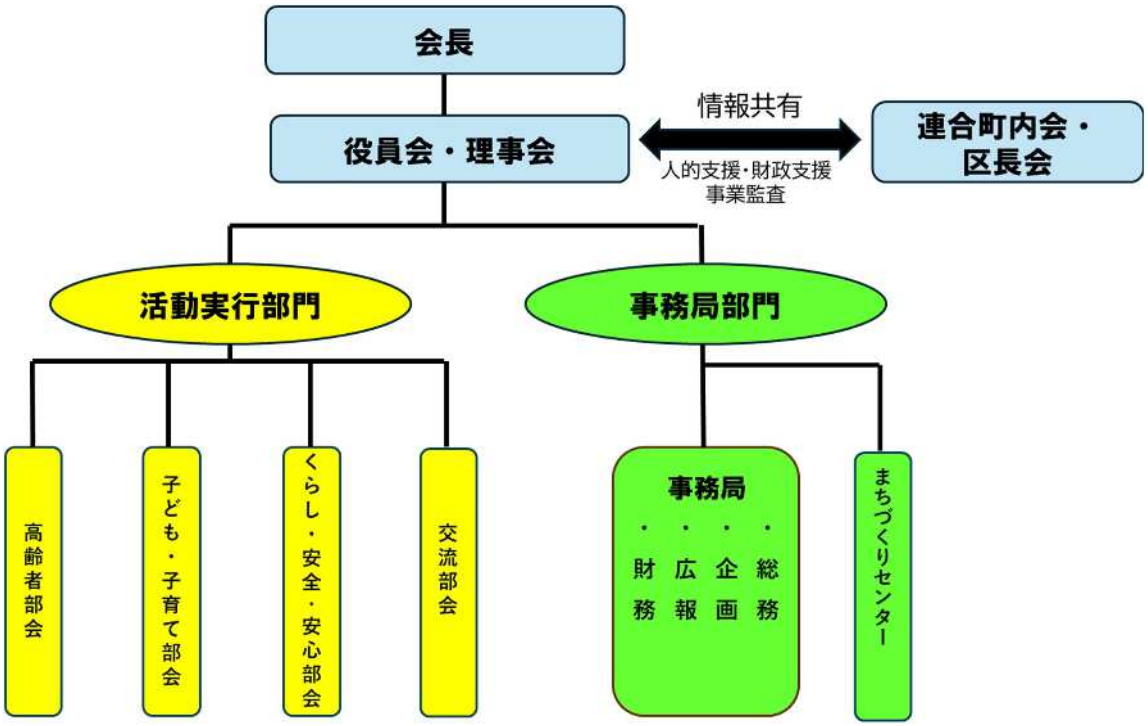
地区まちづくりセンター（以下、まちづくりセンターという。）の指定管理者制度の導入地区においては、より高いガバナンスで運営するため、法人格（一般社団法人）を取得しています。

～まちづくり行動計画とは～

富士市地区まちづくり活動推進条例の第６条において、まちづくり協議会の要件として「まちづくり行動計画が策定されていること」と定義しています。

まちづくり行動計画は、まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、地区が目指す将来像と、それを実現するための課題、その課題を解決するための活動方針や実施事業について、地区全体で共有できるようわかりやすく表した手引きです。まちづくり行動計画と本計画を両輪として本市のまちづくりは進められています。

図表１　まちづくり協議会の組織及び活動のイメージ



「活動実行部門」

活動実行部門には、各地区の地区団体の活動状況、課題などの特性に応じ、「高齢者部会」、「交流部会」等のまちづくり行動計画に基づく課題の解決に向けた部会を組織するなど、柔軟な組織体制とします。各部会に地区で活動する各種団体や推進委員等が所属し、団体間の連携・協力関係を強化し、情報共有を図りながら、各分野のまちづくり活動を実施します。

「事務局部門（総務・企画・広報・財務)」

事務局部門は、総務、企画、広報、財務等、まちづくり協議会の意思決定に関する業務を担い、まちづくり行動計画の推進や進捗管理を行います。

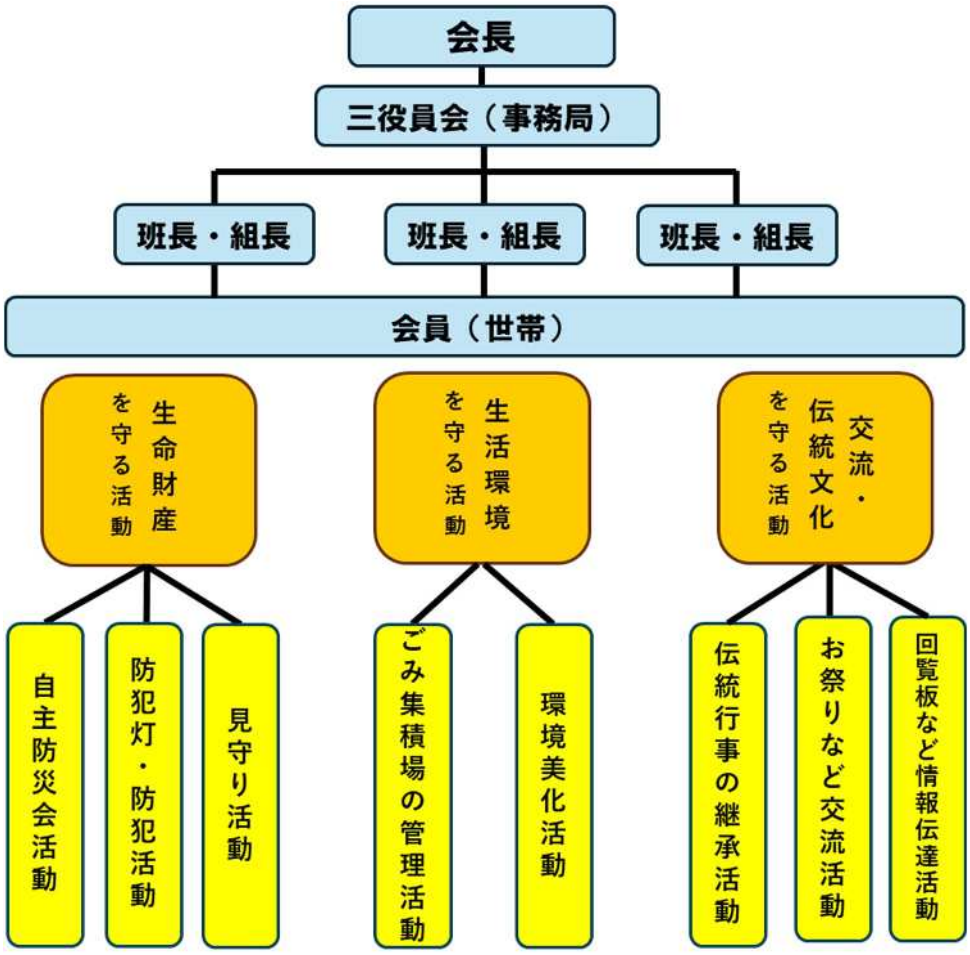
協議会役員等は、主に事務局部門の業務を行い、まちづくりセンター職員は、主に地域の情報集約、人材の発掘・育成、幅広い活動資金調達のための情報収集に取り組むとともに、事業の企画・実施等において、まちづくり協議会の運営補助に関する業務を行います。

【町内会・区】

町内会・区は、一定の地域に住む住民が、地域の生活環境の維持・改善や住民同士の連絡・親睦、防災・防犯などを目的として自主的に組織する任意の団体です。また、町内会・区は、地域コミュニティを支えている最も基礎的な組織です。

本市では、26 地区に 387 の単位町内会・区が組織されており、その上部組織として地区ごとの連合会や区長会と、富士市町内会連合会が設立されています。富士市町内会連合会は、本市の主要な団体として行政及び各種の地域活動団体間の連絡調整を図りながら、お互いに協力し合って住みよい地域コミュニティの実現を目指し、各地域にふさわしい活動の促進を図っています。

図表２　町内会・区の組織及び活動のイメージ



町内会･区の組織は、地域コミュニティの核になります。会長が全体を統括し、三役会（副会長・会計（事務局））、さらに班長・組長を通じて、住民が参画する団体です。古くから、**世帯を単位**として運営されています。

活動としては、**生命財産を守る活動、生活環境を守る活動、交流・伝統文化を守る活動**に分けられます。

【地区団体】

防災、交通安全、防犯などの安全・安心分野や、青少年育成、子育て支援、健康づくり、高齢者支援などの福祉分野、環境美化、ごみ対策などの環境分野などの各種団体が組織されています。

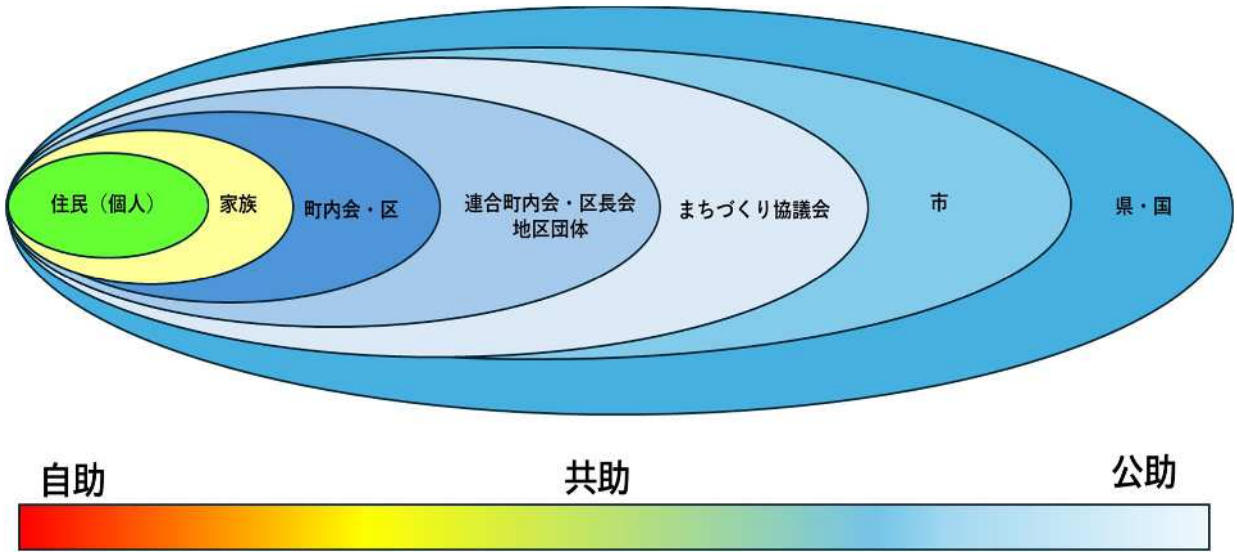
また、行政から委嘱を受けた民生委員・児童委員などの各種委員等も、まちづくり協議会の中で部会に参画し、情報共有や連携を図りながら活動しています。

(5)住民と地域コミュニティ

地域コミュニティの役割は、補完性の原則[*1]（自助・共助・公助）に基づき、図表３のように整理されます。

【自助】は、住民（個人)、家族が日常の困りごとを話し合うことであり、【共助】は、町内会・区や連合町内会・区長会などが地区内の合意形成・小規模な支え合いを主体的に実施することと、まちづくり協議会が横断的な課題の解決を図ることです。【公助】は、住民や地域だけでは解決できない課題に限って支援し、これにより、住民の主体性とニーズに即した支援を強化し、活動の重複や過干渉を抑制するなど、役割分担を進めます。

図表３　住民と地域コミュニティの構成要素

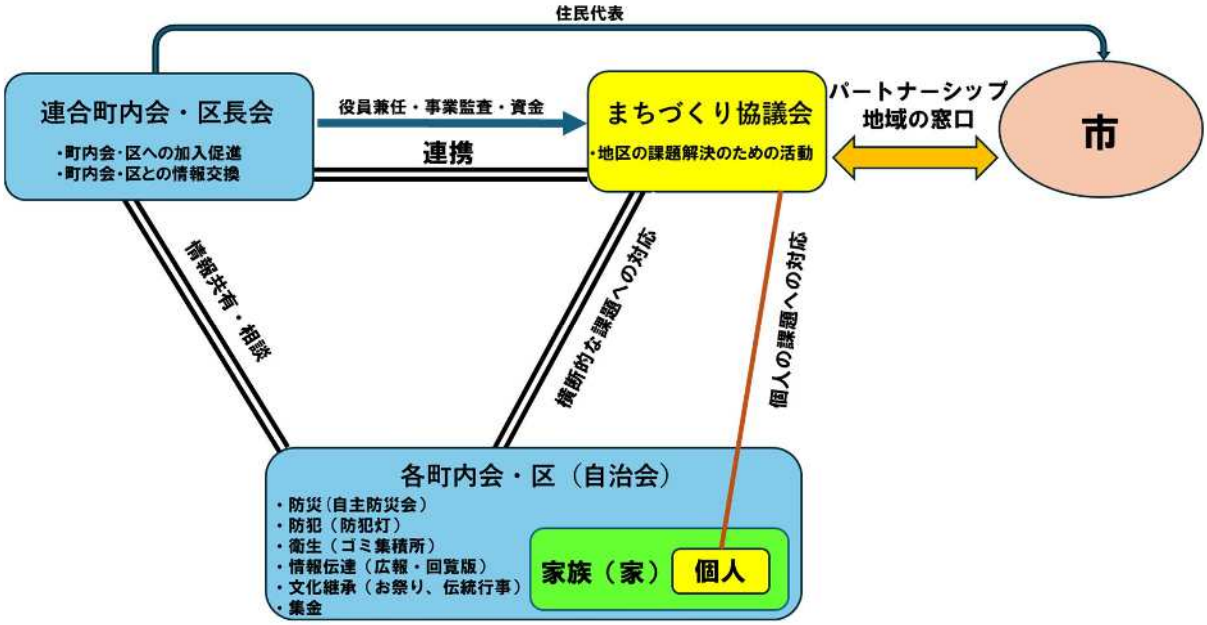


＊1 補完性の原則：小さな単位を優先して考え、小さな単位でできないことやできにくいことを、より大きな単位が担い、補完していくという考え方。

（6）地区内におけるまちづくり協議会と町内会・区の関係性

地区内におけるまちづくり活動は、図表４のようにまちづくり協議会、各町内会・区、連合町内会・区長会が役割分担をしながら連携して進めています。

図表４　地区内におけるまちづくり協議会と町内会・区の関係イメージ



（7）本市のまちづくり活動のあゆみ

本市の各地区におけるまちづくり活動は、図表５の通り、市内 26 地区において、住民との協働によるまちづくり活動の推進体制を整備するとともに、新・富士市まちづくり活動推進計画や富士市地区まちづくり活動推進条例に基づき地区ごとに特徴のある活動を推進してきました。

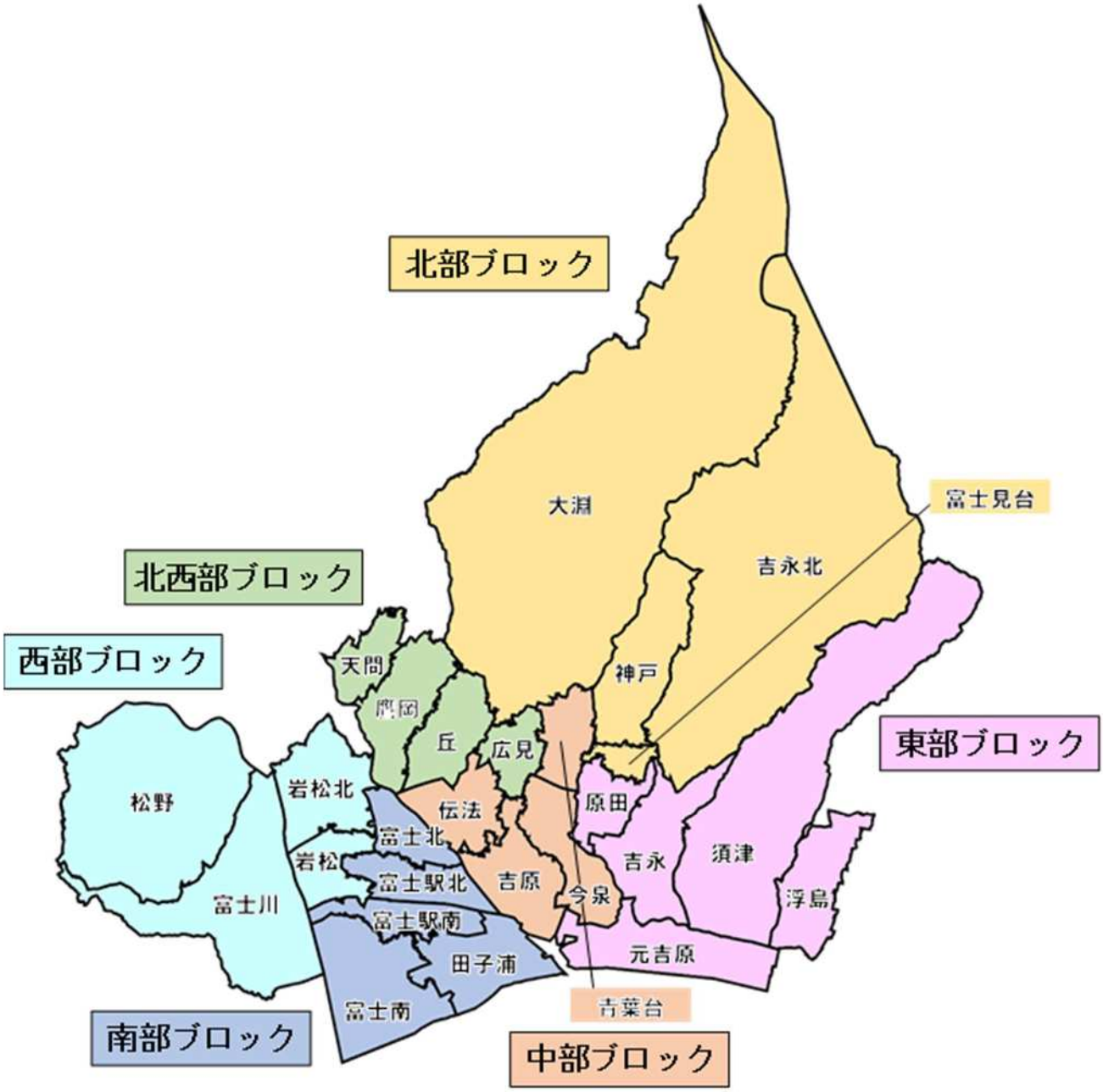
図表５　まちづくり活動年表

年度 （西暦）	活動内容
昭和 59 年 （1984）	「ふじ 21 世紀プラン」の策定に伴い「地域の問題は地域住民が中心になって取り組む」という考えで地区別計画を作成するため、20 地区に「まちづくり会議」発足
	地区別計画が各地区で完成し、「まちづくり会議」解散
昭和 61 年 （1986）	「ふじ 21 世紀プラン」の発行に伴い、住民が主体となって市内 14 地区において「まちづくり推進会議（会）」設立

年度 （西暦）	活動内容
平成 20 年 （2008）	富士川町との合併により、市内 26 地区において「まちづくり推進会議（会）」設立
	組織改正により「公民館」から「地区まちづくりセンター」へ名称変更し、4 ブロック（中部、東部、西部、南部）から 6 ブロック（中部、東部、北部、南部、西部、北西部）に変更
平成 24 年 （2012）	「富士市まちづくり活動推進計画　第 1 次実施計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）
平成 26 年 （2014）	市内 26 地区において「まちづくり推進会議（会）」が解散され、 「まちづくり協議会」設立
平成 28 年 （2016）	「富士市地区まちづくり活動推進条例」施行 各地区の第 1 次まちづくり行動計画（平成 28 年度～令和 2 年度）
平成 29 年 （2017）	「富士市まちづくり活動推進計画　第 2 次実施計画」（平成 29 年度～令和 3 年度）
令和 4 年 （2022）	「新・富士市まちづくり活動推進計画」（令和 4 年度～令和 8 年度） 各地区の第 2 次まちづくり行動計画（令和 4 年度～令和 8 年度） 松野地区・須津地区において、まちづくりセンターの指定管理制度を試行導入
令和 7 年 （2025）	まちづくりセンターの指定管理制度の本格導入 導入地区：須津地区・松野地区・神戸地区・吉永北地区
令和 8 年 （2026）	新たに 3 地区でまちづくりセンターの指定管理者制度を導入 導入地区：今泉地区・富士南地区・広見地区

図表６　富士市 26 地区区域図

中部ブロック	吉原地区	北部ブロック	富士見台地区	西部ブロック	岩松地区
	伝法地区		神戸地区		岩松北地区
	今泉地区		吉永北地区		富士川地区
	青葉台地区		大淵地区		松野地区
東部ブロック	吉永地区	南部ブロック	富士駅北地区	北西部ブロック	鷹岡地区
	元吉原地区		富士北地区		広見地区
	須津地区		富士駅南地区		天間地区
	浮島地区		田子浦地区		丘地区
	原田地区		富士南地区		



2　計画策定の趣旨

富士市では、小学校の通学区域において、多くの市民の参画の下、住民主体のまちづくり活動が活発に行われてきました。こうした本市独自のまちづくり活動による様々な取組により、身近な地域における人と人とのつながりが強まり、高い地域力が形成されました。また、長年積み重ねてきた独自の活動の数々は、多くの人々の心の中に地域愛を育み、地域を愛する人々のつながりが地域の力を高め、富士市の活力の源となってきました。

しかしながら、本格的な人口減少・少子高齢社会の到来、居住形態やライフスタイルの多様化などにより、地域における人と人との距離が広がり、住民の地域への関心が低下することで、地域コミュニティの希薄化が加速していくことが危惧されています。

このような背景の中、平成 28(2016)年 11 月に制定した富士市地区まちづくり活動推進条例では、「地域の課題は地域が解決する」というまちづくり活動の意義を市民一人ひとりが認識するとともに、まちづくり協議会と行政が連携して地域コミュニティの活性化に取り組んでいくことが重要であるとしています。

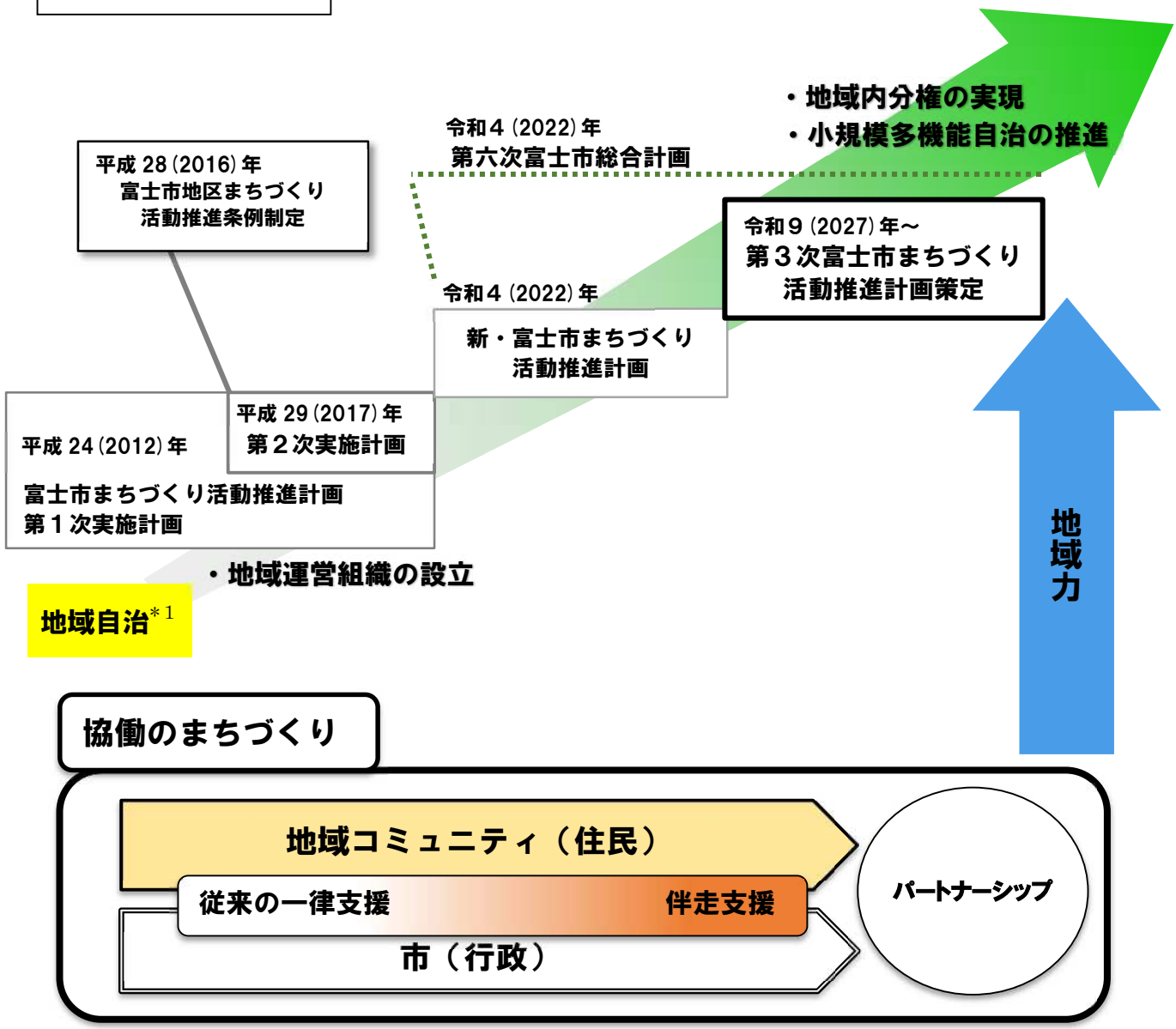
また、これからの地域コミュニティづくりには、住民同士が互いにつながり合い、地域への愛着を感じ、役割や居場所をもって生き生きと暮らすことができ、「住んでよかった」「住み続けたい」と実感できる地域のウェルビーイングの向上のために、各地域の特性に応じたきめ細かな伴走支援[*1]がこれまで以上に求められています。

「新・富士市まちづくり活動推進計画」の計画期間の終了にあたり、地域コミュニティを支える最も基礎的な組織である町内会・区の運営基盤の強化を新たに盛り込むとともに、各地区まちづくり協議会と市がまちづくりのパートナーとして、適切な役割分担により課題を解決していく「協働のまちづくり」を実現し、小規模多機能自治[*2]の推進と将来の地域内分権の実現を目指して、「第３次富士市まちづくり活動推進計画」を策定します。

＊1 伴走支援：行政と地域コミュニティの関係（パートナーシップ）を対等に近づけていくために、従来の行政からの一律的な支援に加え、地区団体と行政が相互の課題と役割を認識した上で、各地区の特性に応じたきめ細かな支援を提供すること

＊2 小規模多機能自治：概ね小学校区などの範域において、その区域内に住み、又は活動する個人、地縁型・属性型・目的型などのあらゆる団体等により構成された地域共同体が、地域実情及び地域課題に応じて住民の福祉を増進するための取組を行うこと。

図表７　計画策定図



＊1 地域自治：地域の関わる様々な問題について、情報を共有し、地域における多様な主体が役割を明確にして、問題解決をしていく仕組みです。

3　計画の位置付け

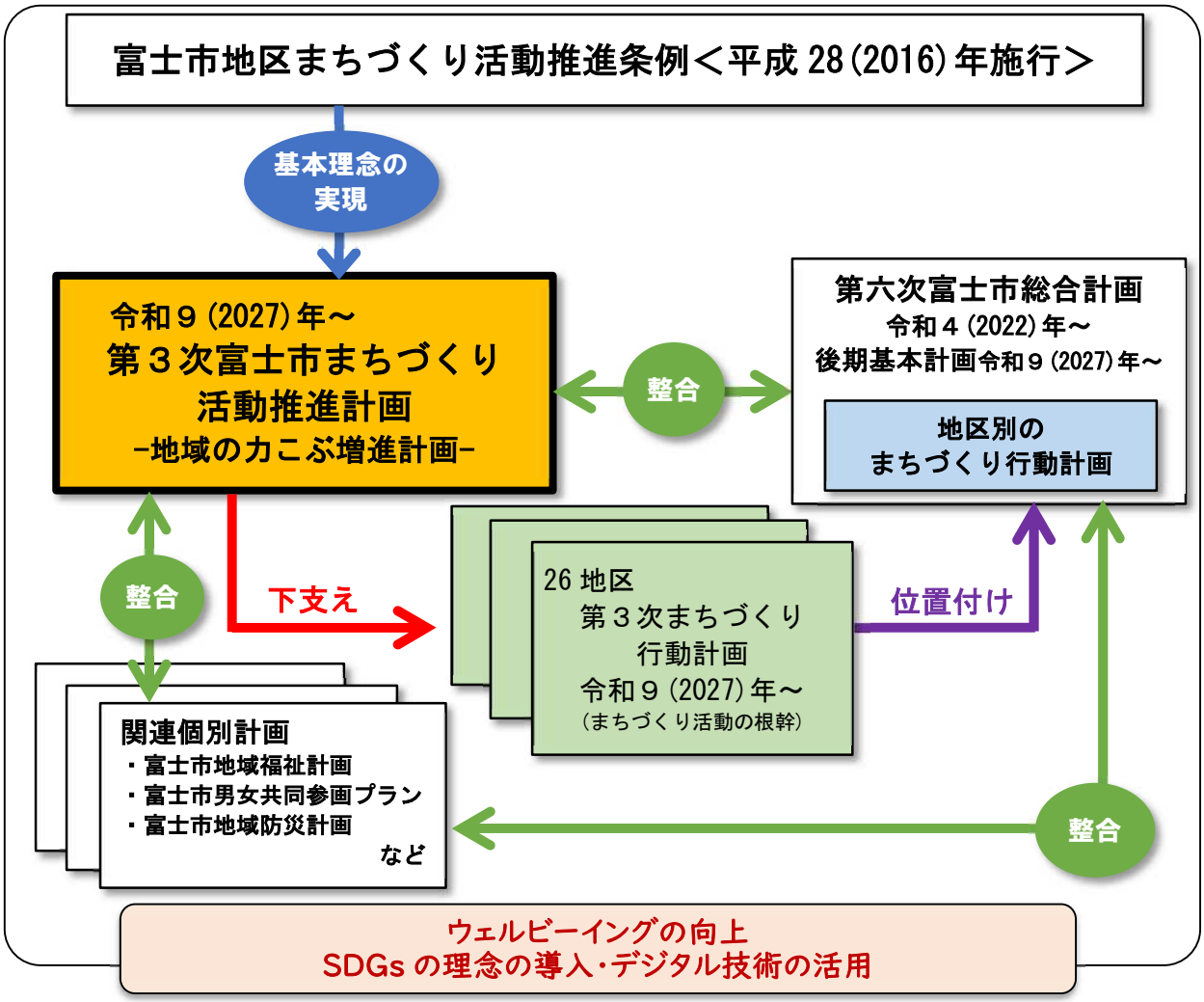
富士市地区まちづくり活動推進条例では、基本理念を、(1) 市民等が自発的かつ主体的に取り組むこと、(2) 市民等がまちづくりの担い手として、等しく参画する権利を有すること、(3) 市民等と市が対等な関係でお互いの役割を理解して協働すること、として定めています。

本計画は、第六次富士市総合計画及び他の関連個別計画との整合を図りつつ、富士市地区まちづくり活動推進条例の目的や基本理念を具現化するとともに、各地区で策定された第３次まちづくり行動計画の下支えとなる計画です。

また、富士市地区まちづくり活動推進条例に基づき地区ごとに策定されているまちづくり行動計画は、まちづくり協議会が主体的に行うまちづくり活動の根幹となるものであり、第六次富士市総合計画において地区別のまちづくり行動計画として位置付けられています。

加えて、本計画では、心身の健康だけでなく多面的に満たされ幸福感や充実感を高めていくウェルビーイングの向上、SDGs の理念の導入、デジタル技術の活用の３つの視点を持つことを基本姿勢とし、各施策の推進を図ります。

図表８　計画の位置付け



4　計画期間

令和９(2027)年度から令和 13(2031)年度までの５年間

本計画の期間は、「第六次富士市総合計画　後期基本計画」の期間と整合を図り、令和９(2027)年度から令和 13(2031)年度までの５年間とします。

図表９　計画期間

◆各計画の期間

<table>
<tr><td>年度</td><td>H23
(2011)</td><td>H24
(2012)</td><td>H25
(2013)</td><td>H26
(2014)</td><td>H27
(2015)</td><td>H28
(2016)</td><td>H29
(2017)</td><td>H30
(2018)</td><td>R1
(2019)</td><td>R2
(2020)</td><td>R3
(2021)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">計画</td><td colspan="9">第五次富士市総合計画</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">前期基本計画</td><td colspan="3">後期基本計画</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="9">富士市まちづくり活動推進計画（愛称：地域の力こぶ増進計画）
（第１次）平成 24(2012)年～</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">第１次実施計画</td><td colspan="4">第２次実施計画</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="5">第１次各地区まちづくり行動計画</td></tr>
</table>

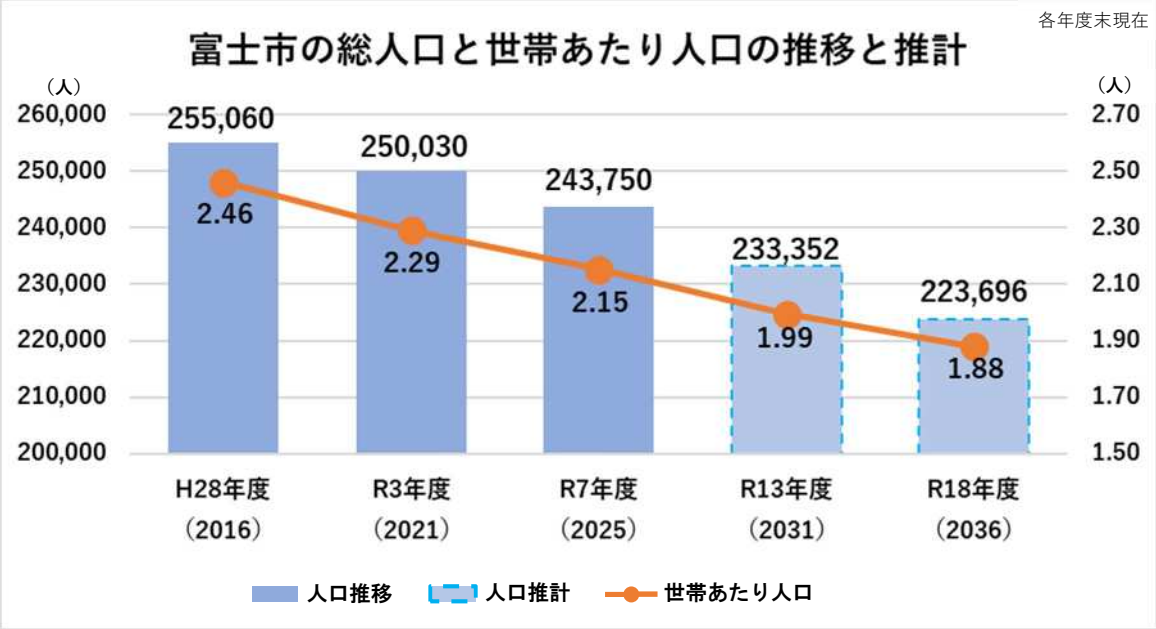
<table>
<tr><td>年度</td><td>R4
(2022)</td><td>R5
(2023)</td><td>R6
(2024)</td><td>R7
(2025)</td><td>R8
(2026)</td><td>R9
(2027)</td><td>R10
(2028)</td><td>R11
(2029)</td><td>R12
(2030)</td><td>R13
(2031)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">計画</td><td colspan="10">第六次富士市総合計画</td></tr>
<tr><td colspan="5">前期基本計画</td><td colspan="5">後期基本計画</td></tr>
<tr><td colspan="5">新・富士市まちづくり活動推進計画
（愛称：地域の力こぶ増進計画）
令和４(2022)年～</td><td colspan="5">第３次富士市まちづくり活動推進計画
（愛称：地域の力こぶ増進計画）
令和９(2027)年～</td></tr>
<tr><td colspan="5">第２次各地区まちづくり行動計画
令和４(2022)年～</td><td colspan="5">第３次各地区まちづくり行動計画
令和９(2027)年～</td></tr>
</table>

第２章　まちづくり活動の推進に向けた課題

１　まちづくり活動を取り巻く現状

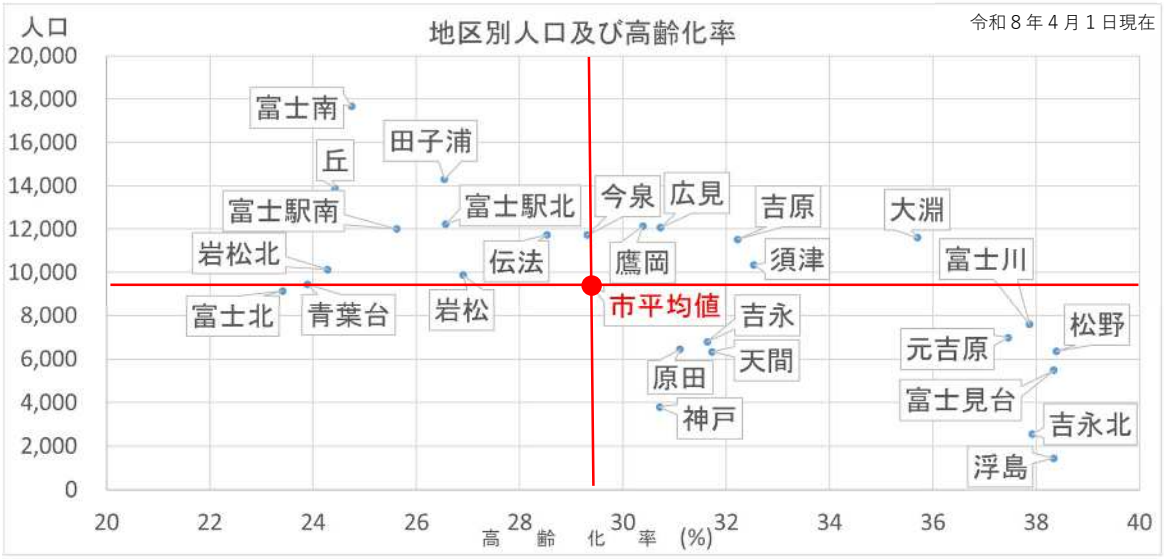
（１）人口減少の進行・単独世帯の増加

本市では今後も人口減少が進み、令和７（2025）年度末と比較して、本計画が終了する令和 13（2031）年度末には、10,398 人減少し、令和 18（2036）年度末には 20,054 人減少すると推計されます。また、世帯あたりの人数は、令和 13（2031）年度末には２人未満になると推計されます。



出典：実績値「住民基本台帳」/推計値「第六次富士市総合計画後期基本計画」

一方、地区ごとの人口・高齢化率は異なっており、今後、地区ごとの状況に応じた対応が必要となるだけでなく、地区間でまちづくり活動の活力や地区が抱える課題に差が生じる可能性があります。



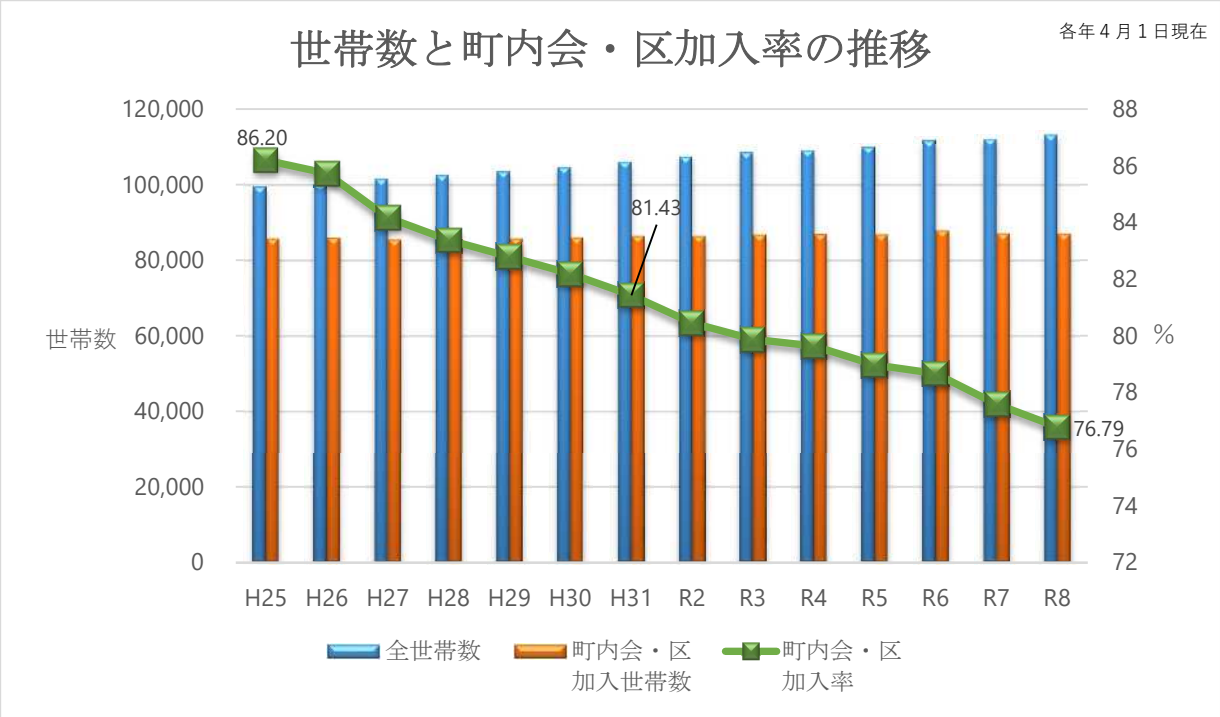
出典：住民基本台帳

（２）地域コミュニティ（町内会・区）の現状

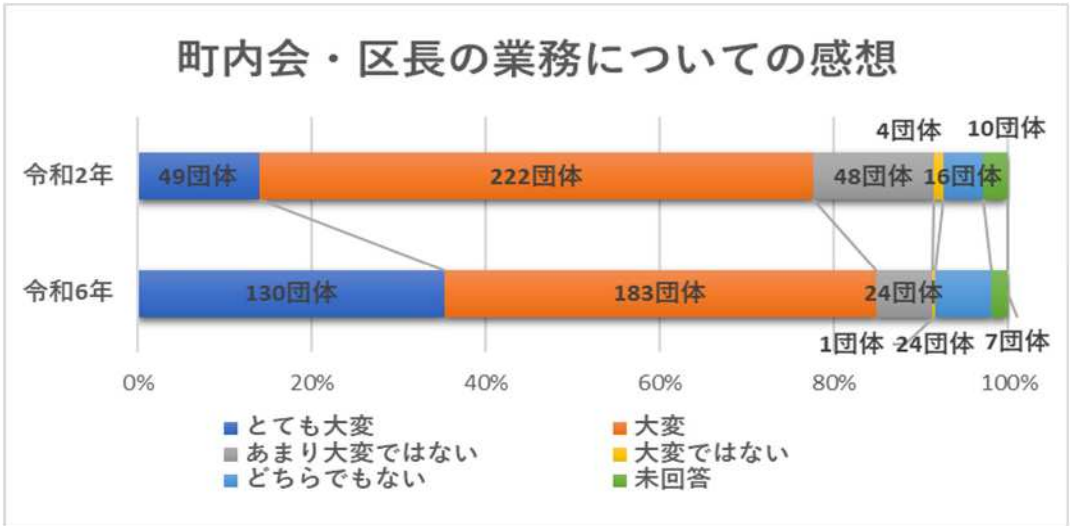
富士市町内会・区の概要

町内会・区は、地域コミュニティを支えている最も基礎的な組織として、住民相互のつながりが強い時代において、祭り、環境美化、防犯、子ども会活動、高齢者の見守りなど、幅広い地域活動を担い、多くの住民の参加のもと活発に運営されてきました。しかしながら、近年は、加入率の低下や役員の担い手不足、活動の固定化が課題となっています。

災害時における共助や地域福祉の推進などの観点から、町内会・区の役割は依然として重要であり、今後は役員の負担軽減、デジタル化の促進、多様な住民が参加しやすい運営体制の構築に向けた支援の必要性が一層高まっています。



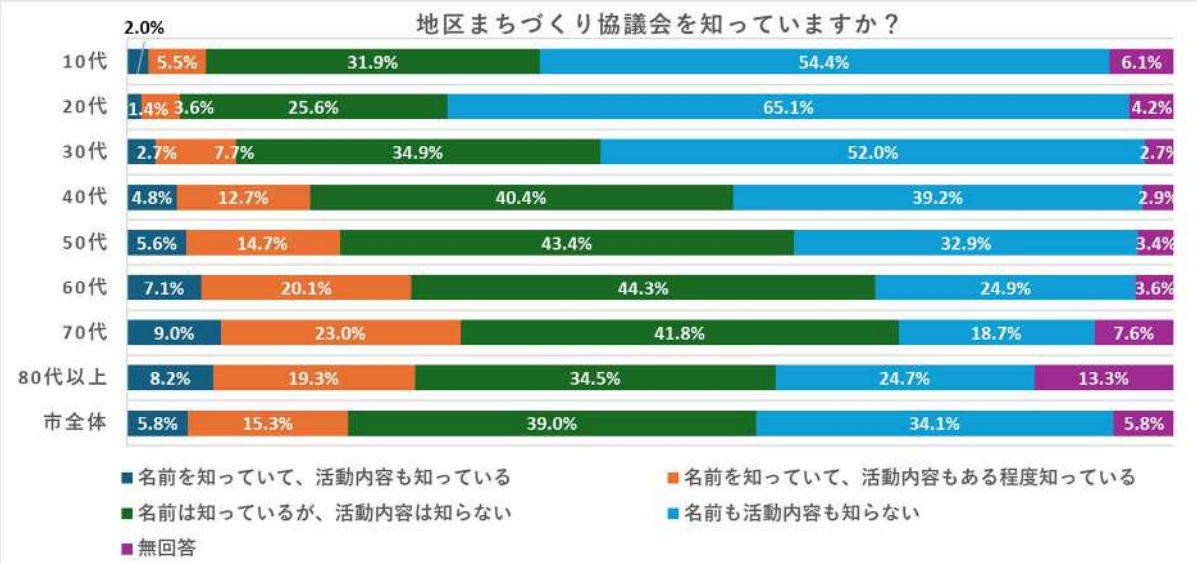
出典：全世帯数「住民基本台帳」/加入世帯数及び加入率「町内会長交付金申請書」



出典：町内会・区長アンケート（令和６年）

（3）地域コミュニティ（まちづくり協議会）の現状

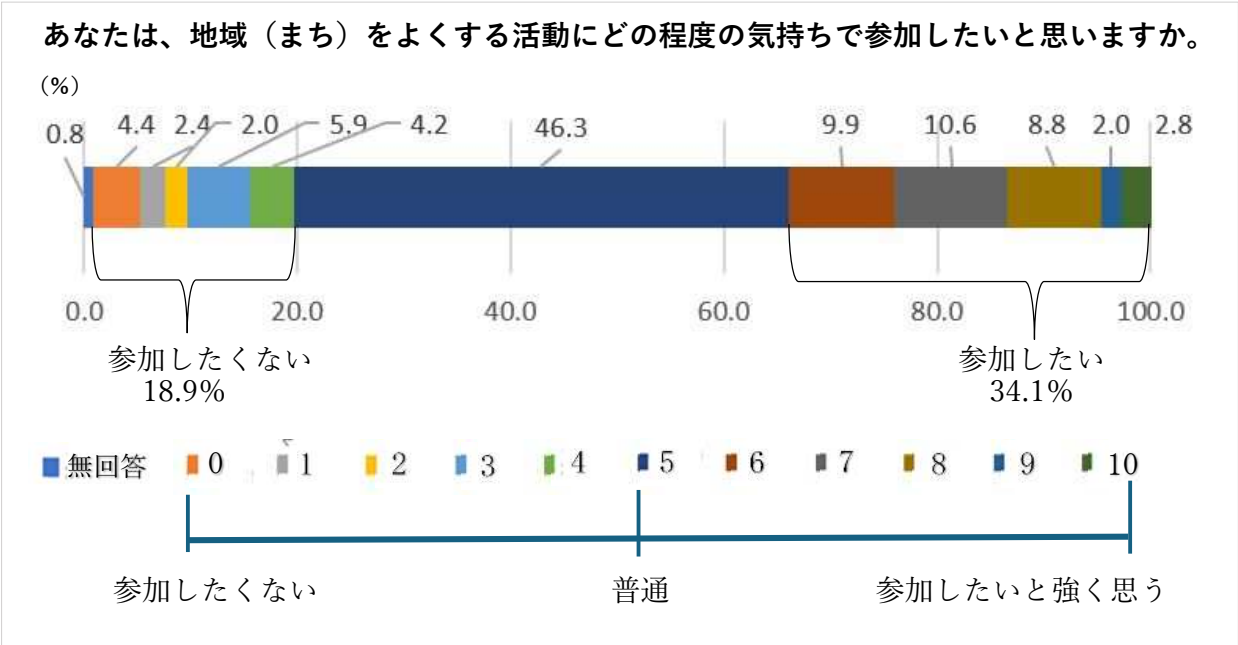
各地区まちづくり協議会については、存在は一定程度認知されている一方、活動内容まで把握している回答は限定的で、活動内容を知らない住民が７割を超えています。各地区で情報発信・周知活動を行っていますが、具体的な取組の見える化や情報発信の強化が必要です。



出典：住民アンケート（令和６年）

（4）まちづくり活動への参加

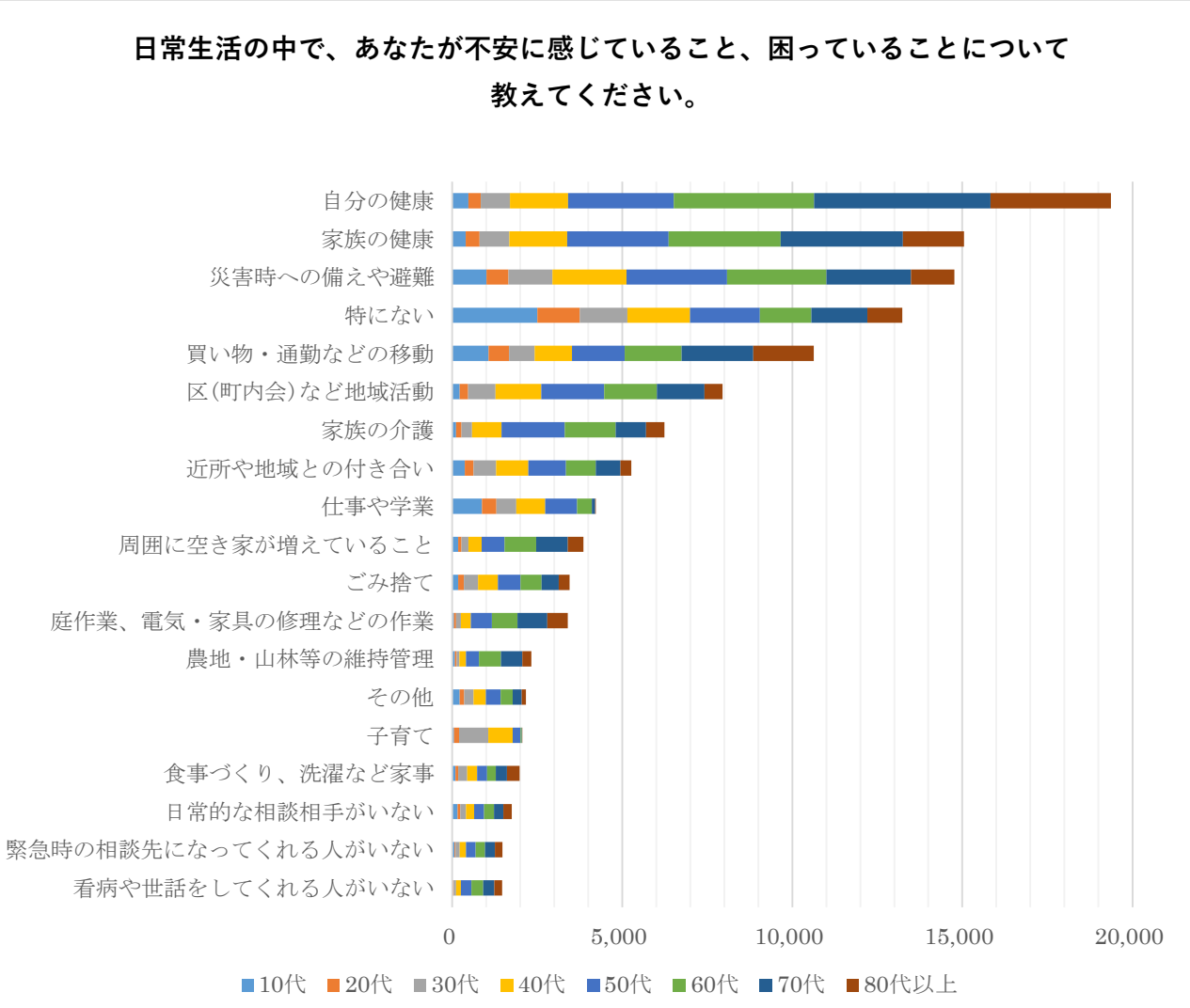
地域活動の参加意向は、『普通』「５」が 46.3%と最も多く、『参加したい』（「10」～「６」の合計）は 34.1%、『参加したくない』（「４」～「０」の合計）は 18.9%で、平均点は 5.26 となっています。地域活動への参加には一定の前向きさがあるものの、積極的な層が多いとは言いにくい現状です。



出典：第 54 回世論調査（令和７年）

（5）日常生活における不安や困りごと

「自分や家族の健康」と「災害時への備えや避難」について不安や困りごとを感じている住民が多く、今後は 自助（備え・健康管理）、共助（近隣・地域の連携）、公助（情報・制度・体制） を一体として強化していく必要があります。



出典：住民アンケート調査（令和 6 年）

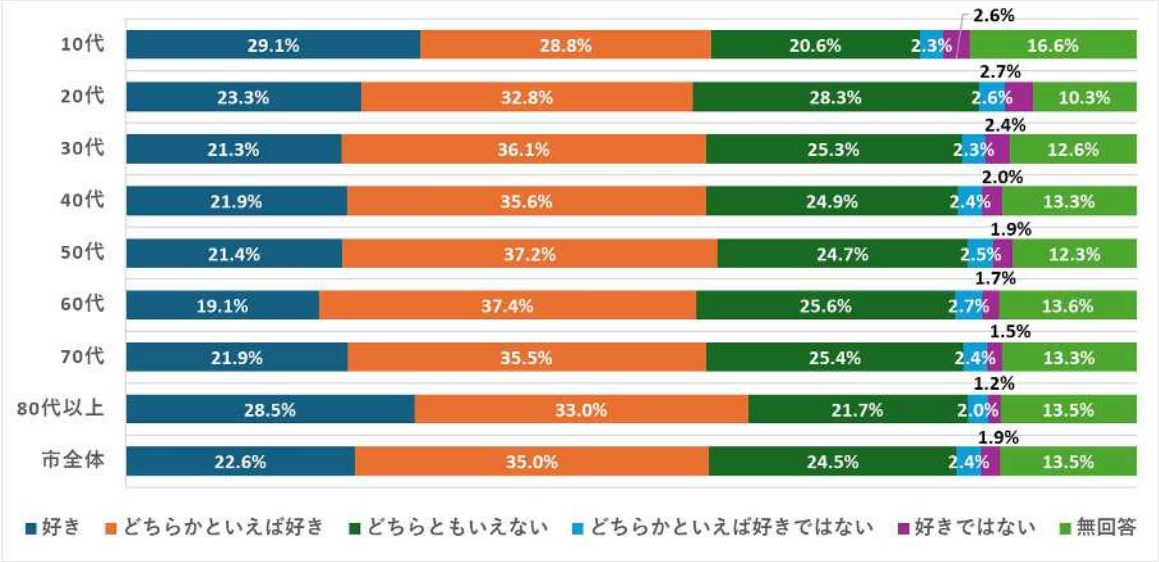
（6）地域のウェルビーイングの現状

約６割の住民が、住んでいる地区について、「好き」あるいは「どちらかといえば好き」、「住みやすい」あるいは「どちらといえば住みやすい」と答えており、日常生活において一定の安心感や暮らしやすさを感じていることがうかがえます。

一方で、「どちらともいえない」の回答や無回答が一定割合存在しており、地区の魅力や住みやすさを十分に実感できていない層、あるいは支援や情報が届きにくい層がある可能性があります。こうした状況には、日常生活における不安や悩みの相談しにくさ、地域とのつながりを感じられにくいことなどが関係していると考えられます。

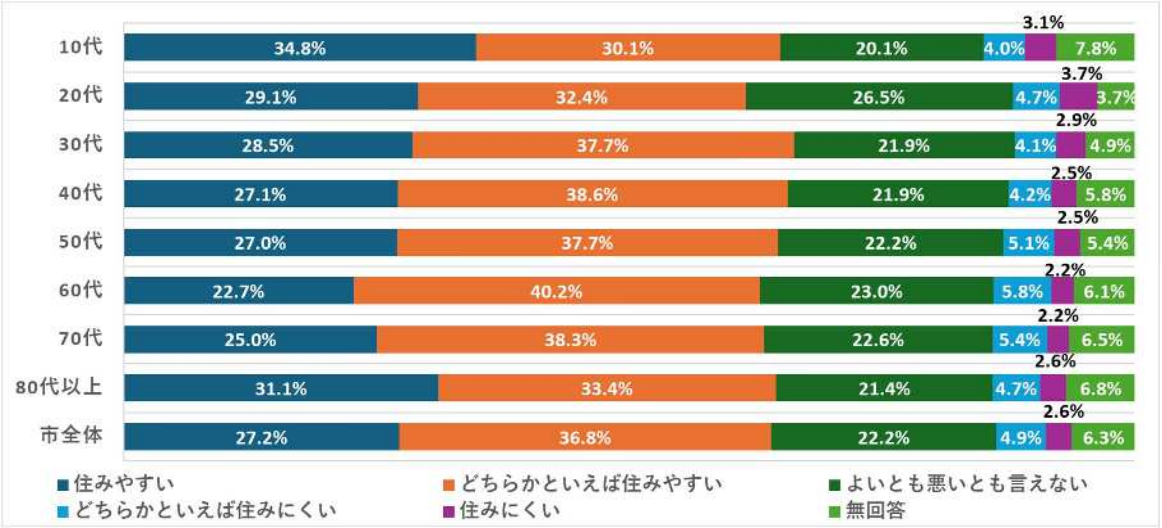
日々の暮らしの中で感じる住みやすさの実感を広げるため、安心して暮らせる仕組みづくりや、日常の見守り・支え合い、交流の機会の充実を図り、住民一人ひとりの生活課題に寄り添った取組を推進する必要があります。

あなたはお住いの地区が好きですか



出典：住民アンケート調査（令和６年）

あなたのお住いの地区は住みやすいですか



出典：住民アンケート調査（令和６年）

2　新・富士市まちづくり活動推進計画の検証と評価

「新・富士市まちづくり活動推進計画」において取り組んできた施策について、十分に行われ成果が出ているもの（◎）、円滑に行われているもの（○）、行われているが不十分であるもの（△）の３段階で自己評価を行いました。

目標像	方針	施策	評価	取組実績
各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成	課題解決に対応できる体制づくりの支援	自律的な地区運営の機能強化に向けた支援	○	各地区まちづくり協議会が連携、協議する場として、「富士市まちづくり協議会連合会」の設立及び運営支援を行った。また、役員同士が日頃の活動について意見交換や情報共有を行う「まちづくり交流会」や、まちづくり行動計画の進行管理の支援するための「部会長交流会」の開催支援を行った。
		地区まちづくり活動の情報共有体制の拡充	○	市がまちづくり協議会連合会の事務局として、運営を支援するとともに、定例会議等の実施を支援し、情報共有を図った。また、各地区の取組状況や参考事例を伝えるニュースレター「コブタレポート」を年２回発刊し情報共有を促進した。
	地区まちづくり活動への財政的支援	会計管理の強化に向けた支援	○	円滑な協議運営を進めるため、日常の会計処理やそれに伴う事務スキルの習得を目的とした「会計講座」を実施。また、会計・監査・予算について整備した「まちづくり会計の手引き」を作成し、支援を行った。
		地域コミュニティの実情に即した活動の推進に向けた財政支援の充実	○	まちづくりセンターの指定管理者制度導入地区において、まちづくり協議会の裁量で、地域課題に自由に予算配分が可能となる「まちづくり活動推進一括交付金」を導入した。また、各地区に一定の裁量権を付与し、補助対象事業間で流用可能とした「まちづくり協議会活性化補助金」の拡充を図った。
		活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援	△	市のまちづくり関連補助金や県、自治総合センターの補助金や助成金の活用支援などを行った。一方で、一部の地区では補助金以外のコミュニティビジネスによる事業収入やクラウドファンディングなどによる活動資金の獲得を行っているものの、全市的な取組までには至っていない。
		地区の課題解決力強化に向けた支援	○	令和７(2025)年度からまちづくり活動の担い手確保及び地区の課題解決につながる活動をする人材の発掘・育成を目的に「地区別人材育成講座」を各地区で実施し、実情に即した課題解決力の強化を図った。

目標像	方針	施策	評価	取組実績
各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成	次代を担う人材育成への支援	円滑な組織運営に向けた支援	○	地域への依頼を行う各所管課が取り組むべき事項や依頼を行う際のルールを規定した「地域への依頼ガイドライン」の運用を開始した。また、まちづくり活動の中心となる部会機能の強化を目的とした「部会長交流会」の開催や役員同士が日頃の活動について、意見交換や情報共有ができる場となる「まちづくり交流会」を開催した。
		多様な立場の人々の参画促進	○	令和６(2024)年度から多様な住民の地域活動への参画やリーダーとしての女性参画の拡大を目的に「地域で活躍する女性の交流会」を開催し、参画促進を図った。また、富士市立高校が授業の一環として実施している市役所プランにおいて、富士市まちづくり協議会連合会の役員がアドバイザーとして参加し、まちづくり活動について説明するとともに高校生の事業提案に対してアドバイスを行った。
		市職員のまちづくり活動への参画促進	△	まちづくり地区担当班長に対し、市職員向けハンドブックを活用し、各地区のまちづくり活動から考える役割や位置付けについてワークショップを実施した。一方で、今後の地区担当班の在り方に関する整理・検討は十分に進んでいない。
	まちづくり活動の推進に必要な情報の提供	まちづくり活動への参考となる情報の提供	○	市公式LINEを活用して、地区ごとの情報発信を行うとともに、各地区の取組状況や参考事例を紹介するニュースレター「コブタレポート」を発刊した。さらに、各地区のまちづくり協議会がInstagram で独自の情報発信を行えるよう支援した。
		地区内の課題把握に向けた支援	○	令和６(2024)年度に市内24地区に対して、住民アンケートの実施を支援した。（２地区は令和３年度に実施）併せて、回収したアンケート結果の分析を支援し、地区における課題やニーズの把握につなげた。さらにアンケート実施前には意識の醸成を図ることを目的とした講演会を開催した。
		まちづくり活動の情報発信強化に向けた支援	○	地区の情報を効果的に発信し、まちづくり活動に対する住民の関心を深めることを目的とした「広報講座」を開催した。また、地区まちづくり協議会の公式LINE立ち上げの支援も行った。

目標像	方針	目標	評価	取組内容
各地区まちづくり協議会の主体的な活動による自律的な地域コミュニティの形成	まちづくり活動の推進に必要な情報の提供	地区間の情報共有の促進	○	「部会長交流会」「女性交流会」「まちづくり交流会」等の地区間の情報共有の充実を図り、事例紹介やグループワーク等を通じて地区間の情報共有を行った。
		市内外への発信	○	各地区で Instagram を活用し、独自の情報発信ができるよう支援した。また、地区の情報発信の一環として、「まちづくり協議会認知度 UP ラジオ放送」を実施。活動の PR や事業の事前告知を支援した。
		まちづくり活動に関する庁内情報共有体制の整備	○	行政内の関係部署による「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」を必要に応じて開催し、庁内の情報共有を行った。
	事務局機能の充実に向けた支援	地区の状況に対応した運営力向上の支援	○	まちづくり協議会の事務局として、役員（主に総務、企画、広報、会計等）・まちづくりセンター職員（主に地域の情報集約、人材育成、新規財源の情報提供など運営補助）・まちづくり課（主に事務局の運営力向上に繋がる取組を実施）の役割を明確化し、事務局業務をより円滑にすることを目的に「事務局運営ガイドライン」を策定した。
		地区の課題解決に向けた計画的な事業実施と評価の支援	○	各地区まちづくり協議会が事業評価を行う「ふりかえりシート」を活用し、部会長交流会等において地区のまちづくり行動計画を実現するための部会活動の進捗状況を整理するとともに、評価の確認を行った。また、まちづくりセンターの指定管理者制度導入地区において、「ふりかえりシート」を「まちづくり活動推進一括交付金」の実績報告書とすることで、PDCA サイクルを意識した活動ができるよう促した。
		地区の拠点の環境整備推進	◎	地区の拠点となるまちづくりセンターのリニューアル工事を順次実施した。（令和４(2022)年度：吉原まちづくりセンター、令和５(2023)年度:富士見台まちづくりセンター、令和６(2024)年度:天間まちづくりセンター、令和７(2025)～８(2026)年度：原田まちづくりセンター）
		庁内調整連携体制の整備	○	行政内の関係部署による「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」を創設し、地域への依頼を行う部署が取り組むべき事項や依頼のルールを規定した「地域への依頼ガイドライン」を策定し運用を開始した。

３　課題の整理

❶ 多様化する地域課題に対応する地域コミュニティの再構築

地域コミュニティが持続していくためには、その最小単位である町内会・区が継続して活動できるようにするとともに、まちづくり協議会においても、地区課題を解決する力を高めていくことが必要です。

また、各地区において、町内会・区、まちづくり協議会、行政が互いに連携できる地域コミュニティの仕組みを整え、地区の課題解決の取組を更に推進していくための体制づくりが必要です。

❷ 財政運営力の強化と活動資金の確保

各地区まちづくり協議会では、活動の目的や優先順位を明確にしながら、適性かつ透明性の高い財政運営を行っていくことが求められており、課題解決に向けた取組を継続的かつ充実させていくためには、市からの補助金等にとどまらず、幅広い活動資金の確保にも取り組む必要があります。

❸ 課題解決に向けた多様な人材の参画促進

地域の課題を解決する力を高めるため、住民一人ひとりが自分ごととして地域のことを考え、地区の課題に向き合い行動できる人材を育てていくことが重要であり、そのためには、住民への積極的な働きかけが必要です。

また、活動内容を更に充実させていくためには、NPO 等の活動団体、企業、市職員だけでなく、地区に魅力を感じている人や、専門的知識や技術、情報を有する人など、多様な人材がまちづくり活動に参画しやすい環境を整備する必要があります。

❹ まちづくり活動の情報共有

各地区まちづくり協議会が地域課題の解決に取り組むためには、住民ニーズや地域の状況を把握するとともに、地域の魅力や活動内容をわかりやすく発信していくことが必要です。

また、活動をよりよいものにしていくためには、各地区の取組や課題を共有し、互いに学び合いながら、富士市全体で取り組むことが求められています。

❺ まちづくり行動計画の着実な推進

各地区まちづくり協議会が課題解決に向けた取組に挑戦していくためには、各地区のまちづくり行動計画に基づく事業を計画的に進め、振り返りや見直しを行うことで、PDCA サイクルを循環させるための調整役としての事務局の力を高めるとともに、より課題に対応しやすい組織体制を整えることが必要です。

❻ 住民主体のまちづくり活動を支える横断的な取組

少子高齢化や災害対策、子育て支援など地域で抱える課題は相互に関連しており、すべての住民が暮らしやすさと幸せを実感するためには、個別の施策の実行性を高め横断的な効果を生み出し、住民主体のまちづくりを持続的に進めていくための取組と体制が必要です。

第３章　目標像とその実現に向けた基本姿勢

１　地域コミュニティの目標像

少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域の課題が複雑化・多様化する中で、各地区のまちづくり行動計画を着実に進め、各地区が目指す将来像を実現するためには、単位の町内会・区やまちづくり協議会など、地域コミュニティを構成する団体が協働して、主体的にまちづくり活動を進めていける仕組みを形成する必要があります。

このため、各地区の地域コミュニティのあるべき姿を以下のように設定し、本計画の目標像とします。

《 目標像 》
住みやすいまちであり続けるために
自ら考え 行動する 地域コミュニティ
～課題解決と住民参画のまちづくり～

この目標像を具現化し、課題に対応した５つの基本方針と、これらを横断する総合的な施策を次のように定め、各地区の目指す将来像の実現に向け支援していきます。

基本方針		方針別目標像
1	協働のまちづくりを推進する地域コミュニティの仕組みづくり	地域コミュニティの仕組みが構築され、円滑に地区課題への取組が行われている
2	まちづくり活動への財政的支援 ～柔軟な運用･裁量と自由度の拡大	目標達成に必要な活動予算を適切に配分するとともに、地区自らが新たな活動資金を獲得できている
3	次代を担う人材育成への支援 ～人が育つ活動支援	課題解決に向けたまちづくり活動に関われる仕組みがあり、様々な住民が参画している
4	まちづくり活動の推進に必要な情報の提供 ～情報活用力の向上	地区内、行政内で情報共有できる仕組みを構築し、その情報が活用されている
5	事務局機能の充実に向けた支援 ～運営力･組織力の向上と環境整備	地区まちづくりの体制が整い、協働による地区の課題解決へのチャレンジが進んでいる

総合的な施策

(1) 住みやすいまちであり続けるためのウェルビーイングの推進
(2) 地区住民主体のまちづくり活動の推進 ～指定管理者制度の導入促進と支援
(3) 持続可能なまちづくりのための各種連携の促進

２　目標像の実現に向けた基本姿勢

持続可能な地域コミュニティづくりには、地域が地域の課題を捉え、解決する力や、新たな活力の創出が求められることから、住民が自ら考え行動することによる地域の課題解決力の向上や、まちづくりに関心を持ち主体的に関わる住民参画を促進していきます。

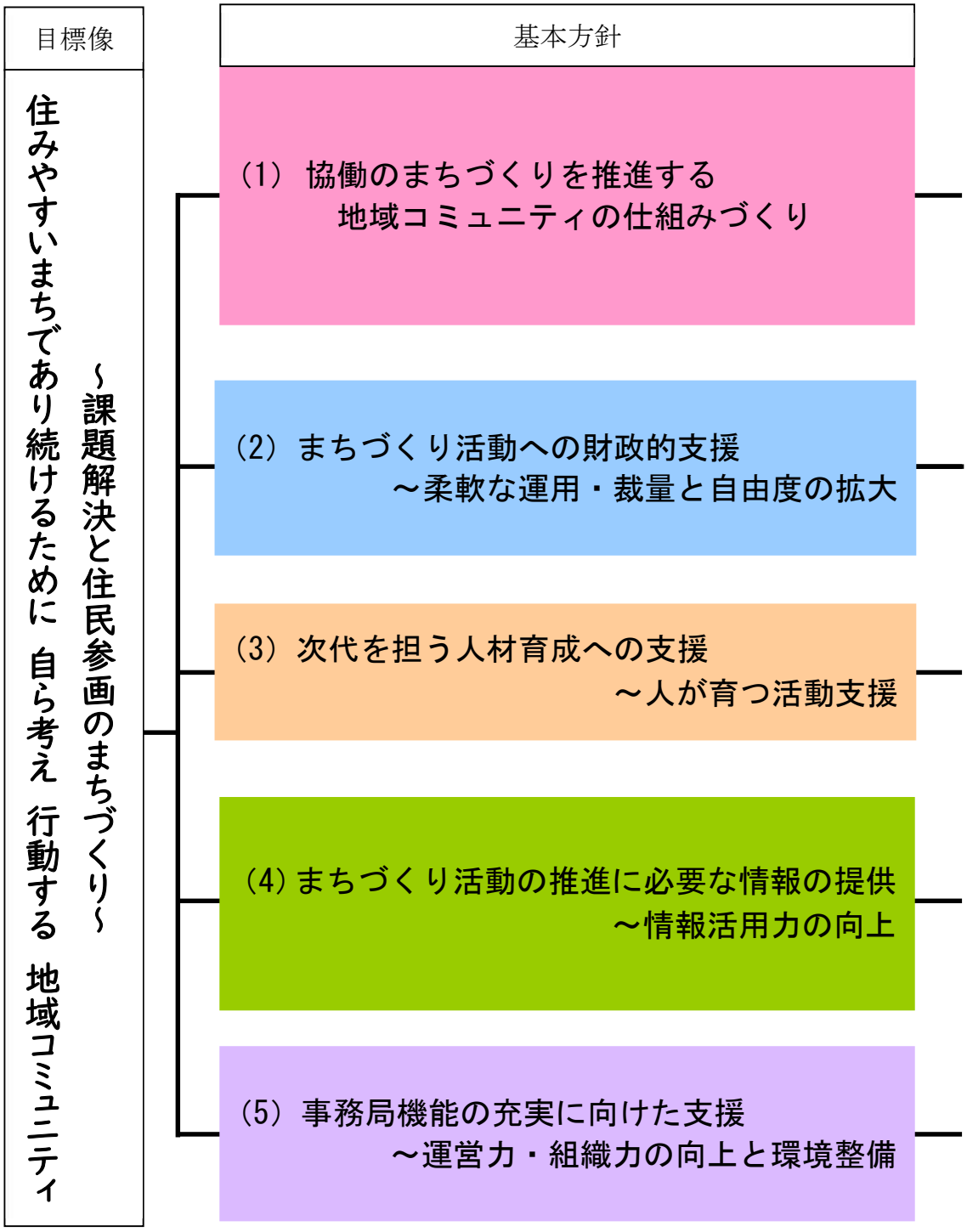
そのためには、心身の健康だけでなく、社会、経済、環境など、多面的に満たされ、幸福感や充実感を高めていく「ウェルビーイングの向上の視点」、誰一人取り残さず多様な世代が支え合う土壌をつくる「SDGs の理念の視点」、まちづくり活動や情報共有を効率化し、多世代が参画しやすい機会の創出と住民の利便性向上を図る「デジタル技術の活用の視点」が不可欠です。

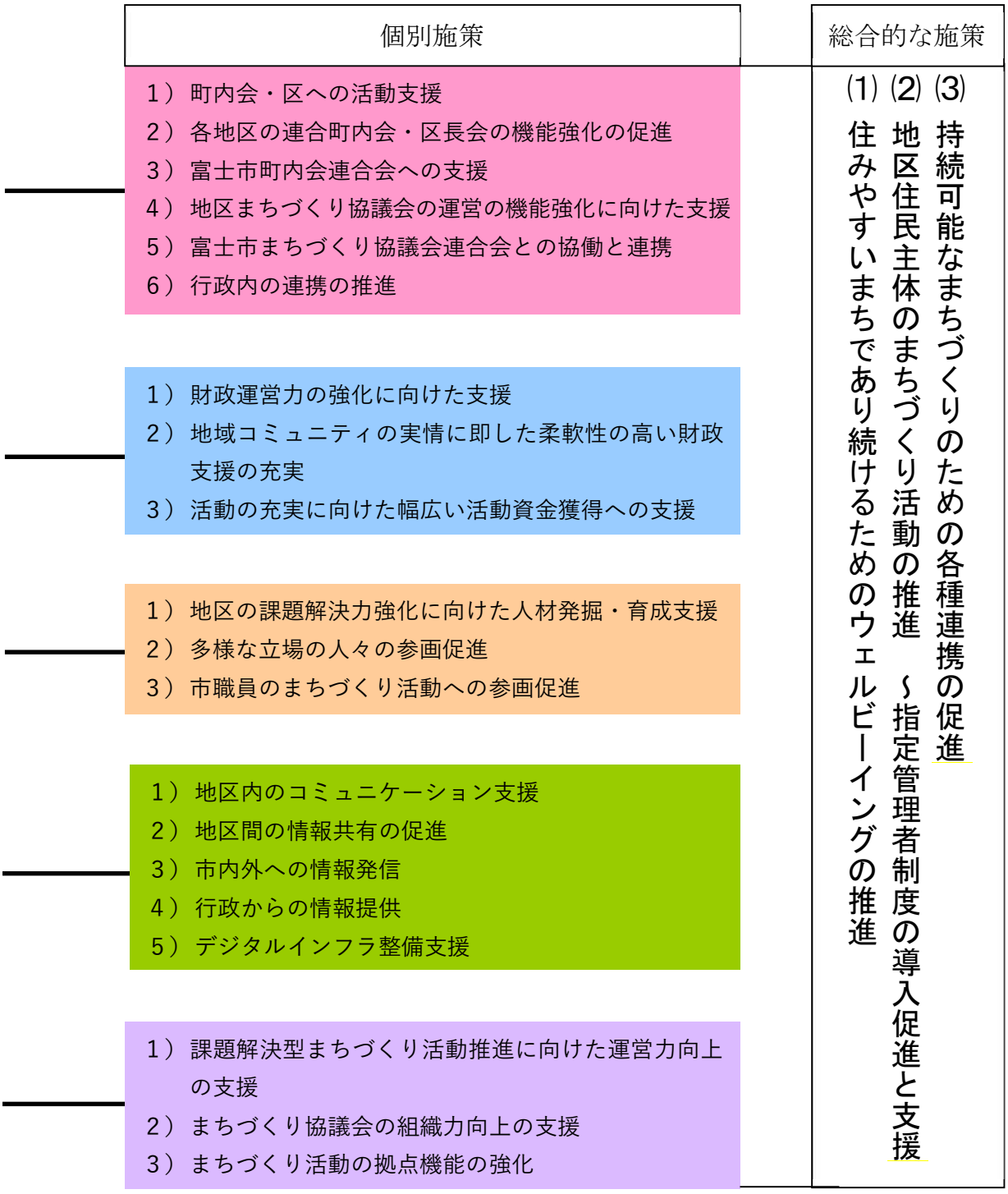
これら３つの視点を持つことを基本姿勢とし、『住みやすいまちであり続けるために 自ら考え 行動する 地域コミュニティ』の実現を図ります。

第４章　施策の体系と個別施策

目標像の実現に向け、課題に対応した基本方針と 20 の個別施策とともに個別施策を横断する総合的な施策を展開します。

【施策体系図】




個別施策
総合的な施策
1）町内会・区への活動支援
2）各地区の連合町内会・区長会の機能強化の促進
3）富士市町内会連合会への支援
4）地区まちづくり協議会の運営の機能強化に向けた支援
5）富士市まちづくり協議会連合会との協働と連携
6）行政内の連携の推進
1）財政運営力の強化に向けた支援
2）地域コミュニティの実情に即した柔軟性の高い財政支援の充実
3）活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援
1）地区の課題解決力強化に向けた人材発掘・育成支援
2）多様な立場の人々の参画促進
3）市職員のまちづくり活動への参画促進
1）地区内のコミュニケーション支援
2）地区間の情報共有の促進
3）市内外への情報発信
4）行政からの情報提供
5）デジタルインフラ整備支援
1）課題解決型まちづくり活動推進に向けた運営力向上の支援
2）まちづくり協議会の組織力向上の支援
3）まちづくり活動の拠点機能の強化
(1) (2) (3)
持続可能なまちづくりのための各種連携の促進
地区住民主体のまちづくり活動の推進 ～指定管理者制度の導入促進と支援
住みやすいまちであり続けるためのウェルビーイングの推進

1　方針別目標像の示す状態と個別施策

本計画の目標像である「住みやすいまちであり続けるために 自ら考え 行動する 地域コミュニティ ～課題解決と住民参画のまちづくり～」の実現に向けた、各基本方針と施策に基づく取組は以下の通りです。

また、方針ごとに「方針別目標像の示す状態」を設定し、この示す状態を実現するために各施策を推進していきます。

基本方針（1）協働のまちづくりを推進する地域コミュニティの仕組みづくり

協働のまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織がそれぞれの役割を認識し、相互に連携することで、地区の課題解決を推進する体制を整備するとともに、行政内の連携を推進します。

《方針別目標像と方針別目標像の示す状態》

方針別目標像
地域コミュニティの仕組みが構築され、円滑に地区課題への取組が行われている
町内会・区、連合町内会・区長会、まちづくり協議会がそれぞれの役割を担い、地区住民のニーズに対応した活動が行われている
住民にまちづくり協議会が認知されている
住民が町内会・区、連合町内会・区長会、まちづくり協議会の３つの組織の役割を認識できている
住民の地区活動への関心が向上している
町内会・区が役割を認識している
町内会・区が主体的な活動に注力できている
町内会・区が必要な事業に補助金を活用できている
町内会・区の組織と活動が持続できる体制が整っている
転入者や町内会・区未加入者に対して魅力ある活動を発信できている
連合町内会・区長会が役割を認識している
連合町内会・区長会が町内会・区の困りごとに対してアドバイスできている
町内会・区の加入促進活動を連合町内会・区長会がフォローできている
町内会・区がまちづくり協議会の活動状況を把握し、成果と課題を確認できている
まちづくり協議会が役割を認識している
地区内でまちづくり行動計画の理解が進み、将来像が共有されている
毎年度の活動の総括や次年度への課題が整理され、地区内に公開されている
地区と行政が具体的な課題について協議している
地区まちづくり（地域自治）について、地区と行政がともに研究し、理解、共有している
地区と行政が協働のルールについて検討している
地区の運営状況について、行政内で確認・協議ができている
地区情報の中から、行政内で共有すべき問題や課題などを精査している

		地区の課題を行政内で共有、協議する場が定期的に設定されている
		行政内の各部署から地区に関係する情報提供や問題提起が行われている
		地区まちづくり（地域自治）への明確な方針が行政内で共有されている
	地区と行政との連絡体制が整い、協議ができている	
		地区と行政との情報伝達ルートが明確になっていて、迅速に情報が共有できている

施策 1）町内会・区への活動支援

地域コミュニティを支えている最も基礎的な組織である町内会・区が維持・継続できるよう、運営基盤の強化や加入促進、まちづくり協議会との連携促進を支援します。

① 運営基盤の強化支援

町内会・区が本来の町内会・区の活動に注力できるよう、町内会・区ガイドブックの見直しを行い、各種支援を検討します。中でも活動の効率化を図るためのデジタル回覧板等によるデジタル化の促進とともに、町内会・区における班・組の再編や現役世代及び女性などの多様な担い手確保等、状況に応じた組織体制の強化を支援します。

② 町内会・区の加入促進の支援

地区住民が町内会・区に対する理解を深められるよう、町内会・区の役割や活動内容の周知を促進するとともに、ボランティアポイント等について調査・研究を進め、地区住民の加入促進を支援します。

③ まちづくり協議会との連携促進

町内会・区とまちづくり協議会が協働し、効果的な地域活動が展開できるよう、地域課題と住民ニーズの共有などの連携を促進します。

施策 2）各地区の連合町内会・区長会の機能強化の促進

地区内の町内会・区同士や、まちづくり協議会との連携が図られるよう、各地区の連合町内会・区長会の機能強化を促進します。

① 各地区の連合町内会・区長会における協議機能の強化促進

各地区の連合町内会・区長会において、地区内の町内会・区の情報共有や連携が

図られるよう協議機能の強化を促進します。

② 地区内の町内会・区とまちづくり協議会との調整機能の促進

各地区の連合町内会・区長会が地区内の町内会・区とまちづくり協議会とのパイプ役として連携調整を担えるよう支援します。

施策３）富士市町内会連合会への支援

富士市町内会連合会と協働して町内会・区の課題解決に向けた調査・研究を進めるとともに、富士市町内会連合会の運営を支援します。

① 課題解決に向けた調査・研究機能の強化

富士市町内会連合会と協働して、町内会・区の活動における課題を把握し、課題解決に向けた調査・研究を進めます。

② 運営の支援

富士市町内会連合会の活動が円滑に行われるよう、運営を支援します。

施策４）各地区まちづくり協議会の運営の機能強化に向けた支援

各地区まちづくり協議会が地区の目標像を達成するために、計画的な事業の推進及び事業の充実が図れるよう支援します。

① 課題解決力の向上支援

各地区まちづくり協議会がまちづくり行動計画の目標像を達成できるよう、まちづくり協議会が活動の実施後、ふりかえりシートを活用した事業評価等を行い、以降の活動に反映できるサイクルの定着を図り、各地区まちづくり協議会の課題解決力の向上を支援します。

② 地区と行政の協働の体制づくり

地区課題の解決につながるよう、各地区まちづくり協議会と行政内の関係部署が課題を共有し、協議する機会を設けます。

施策５）富士市まちづくり協議会連合会との協働と連携

富士市まちづくり協議会連合会と協働した取組を進めるとともに、連携の深化を図ります。

① 協働の取組の推進

富士市まちづくり協議会連合会と協働し、様々な交流や協議の場づくりなどにより、課題解決と住民参画のまちづくりに向けた各種取組を推進します。

② 連携の深化

各地区まちづくり協議会との協働のまちづくりを進めるために、富士市まちづくり協議会連合会との協議を重ね、連携を深めます。

施策 6）行政内の連携の推進

地域と協働してまちづくりを進めるため、行政手続きの合理化や地域への依頼ルールの徹底、行政内におけるまちづくり活動に関する横断的な協議を推進します。

① 行政手続きの合理化

まちづくり活動における負担軽減や利便性の向上を図るため、電子申請の拡充や窓口の統一化などの行政手続きの合理化を推進します。

② 「地域への依頼ガイドライン」の徹底

地域がまちづくり活動に集中して取り組むことができるよう、地域への依頼のルールを規定した「地域への依頼ガイドライン」の順守を行政内において徹底するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

③ 「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」の充実

まちづくりに関する行政内の関係部署で構成する「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」において、まちづくり活動の課題等について共有するとともに、各部署における課題と照合し、その解決方法を横断的に協議します。

基本方針（２）まちづくり活動への財政的支援
～柔軟な運用・裁量と自由度の拡大

各地区まちづくり協議会が持続的かつ円滑な課題解決型事業を実施できるよう、財政運営力の強化や、財政支援の充実を図るとともに、幅広い活動資金獲得に向けた支援を進めます。

《方針別目標像と方針別目標像の示す状態》

方針別目標像
目標達成に必要な活動予算を適切に配分するとともに、地区自らが新たな活動資金を獲得できている
毎年度、企画と連動した予算を定め、決算と評価を反映した予算配分ができている
課題解決型の新規事業など、重要度や優先度などに考慮した予算配分の協議ができている
活動結果の総括や課題が反映された予算案を作成できている
課題や事業成果に即してまちづくり協議会全体の収支管理ができている
地区の状況に柔軟に対応できる余裕のある予算が確保できている
成果が把握できる決算報告が整っている
行政は地区に、会計全般についての研修や情報提供等を行い、地区のスキルが向上している
行政が地区へ交付する各種補助金が統合され、包括的補助金制度が確立できている
行政からの各種補助金の整理ができている
包括的補助金制度が確立している
まちづくり活動推進一括交付金の活用が進んでいる
まちづくり協議会が外部資金や自主財源を獲得できるような支援を行っている
行政から地区に対して外部資金や助成金等の情報が提供され、地区がその情報を活用している
外部資金、助成金等を獲得するための申請手続き等について行政が支援している
まちづくり協議会が、会費や補助金だけでなく、多角的に財源を確保している

施策 1）財政運営力の強化に向けた支援

各地区まちづくり協議会が、まちづくり活動の円滑な実施に向けて、適正かつ透明性の高い会計業務を行うことができるよう、財政運営力の強化を支援します。

① 予算書・決算書フォーマットの提供支援

各地区まちづくり協議会が、活動目的や優先度などを考慮し、適切な予算配分がされた予算書と、成果が把握できる決算書を作成できるよう、予算書・決算書のフォーマットを提供するとともに、研修を行い、活用を促進します。

② 会計スキルの向上支援

各地区まちづくり協議会が、専門的な知識が無くても標準的な会計業務ができるよう、研修や情報提供を継続して実施するなど、会計担当者のスキル向上の機会を提供します。

③ 会計業務体制の調査研究

各地区まちづくり協議会における会計業務が、適正かつ透明性が図られたものとなるよう、会計業務の手法を調査・研究し、各地区の体制整備を支援します。

施策 2）地域コミュニティの実情に即した柔軟性の高い財政支援の充実

各地区まちづくり協議会が、実情に即して市の各種補助金、交付金を容易かつ柔軟に利用できるよう、「富士市まちづくり協議会活性化補助金制度」と「富士市まちづくり活動推進一括交付金制度」の充実を図り、各地区まちづくり協議会の予算配分の裁量を高める支援を行います。

① まちづくり関連補助金制度の充実

包括的補助金制度の確立に向けて、市の各種補助金の統合を推進するとともに、「富士市まちづくり協議会活性化補助金制度」の部門別の流用割合の見直しや、補助制度における選定基準の見直し、新しい補助制度の検討を行うなど、制度の充実を図ります。

② まちづくり活動推進一括交付金制度の充実

課題解決に向けた事業に柔軟に活用することができる「富士市まちづくり活動推進一括交付金制度」の充実によって、各地区まちづくり協議会がより自由な裁量での予算配分ができるよう支援します。

施策 3）活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援

各地区まちづくり協議会がより充実したまちづくり活動を実施できるよう、幅広く、より多くの活動資金を獲得できるよう支援します。

① 各種補助金制度や助成制度等に関する情報提供と活用支援

各地区まちづくり協議会が、市の各種補助金はもとより、外部資金や助成金等を

獲得できるよう、情報を収集し提供します。また、それらをまちづくり活動に活用できるよう、相談窓口となって手続き等を支援します。

② 活動資金獲得への支援

各地区まちづくり協議会が、会費や補助金以外の複数の活動資金を獲得できるよう、既存事業の見直しや新しい手法の開拓による活動資金獲得を支援します。

基本方針（３）次代を担う人材育成への支援
～人が育つ活動支援

地区の課題解決力強化に向け、より効果的な活動推進につながる人材育成を支援します。

また、多様な立場の人々や市職員のまちづくり活動への参画を促すとともに、各地区まちづくり協議会と企業・NPO 等との連携を促進します。

《方針別目標像と方針別目標像の示す状態》

方針別目標像

課題解決に向けたまちづくり活動に関われる仕組みがあり、様々な住民が参画している

住民のニーズを把握し、課題に対応した活動をしている
地区の状況や住民の声を把握できている
地区内で人材を探す場や機会がある
活動の担い手が充足し、課題解決のための効果的な取組がされている
多様な住民が自発的に活動へ参画できる受け皿がある
地区の活動や課題に対応した人材を適切に配置するエ夫をしている
地区内外から人材を探す場や機会がある
地区団体が地区のために活動していることを認識している
企業や NPO 等と連携し、外部人材が地区活動に協力している
地区のまちづくりに関する情報や地区が求めていることについて、外部への発信やアプローチができている
外部からのエントリーや地区とのコーディネートのシステムがある
行政が外部と地区の連携活動を支援している
まちづくり地区担当班がまちづくり活動を所管する部署と連携し、主体的に地区に関わっている
まちづくり地区担当班の位置付けや役割を職員が理解している
まちづくりセンターとまちづくり地区担当班の役割分担が明確で、相互に連携できている
まちづくり地区担当班からまちづくり活動を所管する部署への積極的な相談及び調整が行われている
地区が市職員に期待する役割を把握できている

施策 1）地区の課題解決力強化に向けた人材発掘・育成支援

各地区まちづくり協議会が課題解決力を高められるよう、まちづくりに対する地区住民一人ひとりの当事者意識の向上を図り、地区の課題解決に向き合い実践する人材の発掘や育成を支援します。

① 地区の課題把握への支援

各地区まちづくり協議会が地区課題を的確に把握できるよう、地区住民の声を聴くための機会の創出を促します。

また、課題を感じている地区住民が当事者としてまちづくり活動へ参画できるよう支援します。

② 地区の課題を解決するための活動支援

各地区まちづくり協議会が、地区課題の解決に効果的な活動を実施できるよう、主体的に関わる幅広い視野を備えた人材の育成を支援します。

③ 活動の検証と見直しの支援

まちづくり活動に関わる人々が成果を実感し、次の活動への原動力とできるよう、地区住民の意見を踏まえた活動の検証と見直しの仕組みづくりを支援します。

施策 2）多様な立場の人々の参画促進

より多くの多様な立場の人がまちづくり活動に参画してもらえるよう、新たな参画機会の創出や気軽に参画できる環境の整備を支援します。

また、人材育成に関し、行政内の関係部署の連携を推進するとともに、各地区まちづくり協議会と企業・NPO 等との連携を促進します。

① 新たな参画の促進

女性や外国人、まちづくりに資する活動を行う地区内の団体など多様な立場の人々にまちづくり活動に参画してもらえるよう、地区住民と各地区まちづくり協議会との接点を増やす取組を支援します。

また、各地区まちづくり協議会と協働して、新たな担い手となる人材を育成する場を設けるとともに、若者のまちづくり活動への参画を促進します。

② 人材育成に関する行政内の関係部署との連携促進

行政内の関係部署と連携し、市民対象に研修や講座等を行う際、関連するまちづくり活動の事例紹介などを行い、受講者のまちづくり活動参画につながるよう努めます。

③ 気軽に参画できる環境の整備支援

より多くの地区住民が、気軽にまちづくり活動に参画できるような仕組みづくり

を支援するとともに、活動の効率化や負担偏重の解消を促進します。

④ 企業・NPO 等との連携促進

まちづくり活動の拡充が進められるよう、市民活動センターと協働して、各地区まちづくり協議会と専門的な知識や技術をもつ企業・NPO 等との連携を促進します。

施策 3）市職員のまちづくり活動への参画促進

市職員がまちづくり活動へ主体的に参画するよう、意識啓発や参画促進、仕組みづくりを進めます。

① 市職員に向けたまちづくり活動の啓発

市職員向けまちづくりハンドブックなどを活用し、まちづくり活動に対する市職員の理解を深め、まちづくり活動への参画を促すよう、意識啓発に努めます。

② 市職員まちづくり地区担当班の活性化

居住地や職種を問わず、より多くの市職員が、市職員まちづくり地区担当班に参画するよう促します。

③ 地区課題の解決に向けた市職員の支援

地区課題の解決のために、まちづくり活動に市職員がその知見を活かし、直接的な支援ができる仕組みを検討します。

基本方針（４）まちづくり活動の推進に必要な情報の提供 ～情報活用力の向上

各地区まちづくり協議会が地域の課題を解決するために必要な情報を得られるよう、地区内のコミュニケーションの支援、地区間の情報共有の促進、行政からの情報提供を行います。また、市内外への情報発信、デジタルインフラの整備についても支援します。

《方針別目標像と方針別目標像の示す状態》

方針別目標像
地区内、行政内で情報共有できる仕組みを構築し、その情報が活用されている
地区内で情報の受発信が循環している
幅広く定期的に住民の意見や地区の状況を収集、把握できている
活動に対する住民の評価が得られている
住民の地区の変化や困りごとなどに対して意見を集める仕組みがある
地区内のヒト、モノ、コトなどの情報が集まる仕組みができている
住民の発信が地区の活動、問題の発見等に活用されている
団体、組織の発信が住民に届いている
地区情報のプラットフォームがあり、活用されている
地区間で活動の情報が共有、活用できている
各地区の実践事例等の情報が収集され、各地区に発信されている
活動の改善に反映される参考情報が収集できている
地区まちづくりについて、市内外に関心を持たれるような発信ができている
地区情報について行政内で情報を共有できている
地区の情報は行政に、行政の情報は地区に円滑に伝達され、相互に活用されている
まちづくり課が地区情報のハブとなり、地区やまちづくりセンターの情報が円滑に集まる仕組みがある
集まった情報がデータベース化されている（地区やテーマ別に整理）

施策１）地区内のコミュニケーション支援

各地区まちづくり協議会が地区内のコミュニケーションを円滑に図れるよう、住民の意見の可視化や住民との対話を促す支援を行います。

① 地区住民のニーズの把握支援

各地区まちづくり協議会が地区住民のニーズを把握し、まちづくり活動に反映できるよう、住民アンケート等による意見収集及び分析を支援するとともに、より効果的なニーズの把握手法についても検討します。

② 地区広報の発信支援

各地区まちづくり協議会が魅力あるコンテンツを発信できるよう、広報スキルの向上を支援します。

③ 新たなコミュニケーション手法の導入支援

各地区まちづくり協議会が地区内の様々な情報のやり取りを促進できるよう、新たなコミュニケーション手法の導入を支援します。

施策２）地区間の情報共有の促進

各地区まちづくり協議会が他地区とまちづくり活動の情報を共有し、活用できるよう支援します。

① 情報交換機会の提供

各地区まちづくり協議会が他地区と情報共有できるよう、活動分野や属性ごとの交流を促進し、情報交換の機会を提供します。

施策３）市内外への情報発信

各地区まちづくり協議会と協働で、まちづくり活動について広く周知し、市内外に関心を持たれるよう、情報発信を行います。

① まちづくり活動の情報発信支援

各地区まちづくり協議会が市内外に関心を持ってもらえるような情報発信ができるよう、発信手段の選択、魅力あるコンテンツの作成など効果的な情報発信を支援します。

② 行政によるまちづくり活動の情報発信

広報ふじや市ウェブサイト、市公式 LINE など市の公式的な広報手段を活用し、まちづくり活動の情報を発信します。

施策４）行政からの情報提供

各地区まちづくり協議会がまちづくり活動に役立つ情報を得ることができるよう、各種情報や参考事例を収集し、提供します。また、各地区の情報と行政内の関係部署の情報が行政内で共有できる体制を強化します。

① 地区カルテ（地区内情報）の活用

各地区まちづくり協議会が地区に関する最新の統計等の情報を活用できるよう、各種統計データを基に地区カルテを作成・更新し、各地区まちづくり協議会に提供します。また、地区カルテの有効な活用方法についても検討します。

② 参考情報の収集

各地区の事例などまちづくり活動の参考となる情報を積極的に調査・収集し、各地区まちづくり協議会に提供します。

③ 行政内の情報共有の場の強化

「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」により行政内の連携を強化し、各地区のまちづくり活動の情報と行政内の関係部署の課題や計画などの情報共有を行います。また、それらの情報を各地区まちづくり協議会に提供します。

施策５）デジタルインフラ整備支援

まちづくり活動のデジタル化を支援し、地区運営の効率化が促進されるよう、各地区まちづくり協議会が情報を共有できるプラットフォームの整備支援や、まちづくり関連情報を提供するデータベースの構築などを通じて、各地区まちづくり協議会のデジタルインフラ整備を支援します。

① デジタル化の促進

各地区まちづくり協議会がまちづくり活動を効率化できるよう、デジタル回覧板の導入や、オンライン会議の実施、SNS を活用した広報活動など、まちづくり活動のデジタル化を促進します。

② 情報プラットフォーム整備支援

各地区まちづくり協議会が地区運営に関する情報を集約し共有できるよう、クラウドサービスを活用した情報プラットフォームの整備を支援します。

③ 情報提供データベースの構築

まちづくり活動に関わる情報を集約したデータベースを構築し、地区やテーマ別に整理することで、各地区まちづくり協議会が活用できるよう支援します。

基本方針（５）事務局機能の充実に向けた支援
～運営力・組織力の向上と環境整備

各地区まちづくり協議会が、まちづくり行動計画に基づく活動について PDCA サイクルが機能する運営体制を整え、課題解決へのチャレンジを更に進められるよう、まちづくり協議会事務局運営ガイドラインに基づく各地区まちづくり協議会事務局の機能充実に向けた支援を行います。

《方針別目標像と方針別目標像の示す状態》

方針別目標像

地区まちづくりの体制が整い、協働による地区の課題解決へのチャレンジが進んでいる

目標像の実現に向けて、PDCA が循環する運営体制が整っている
効果的なまちづくり協議会活動に向けた事業精査ができている
事務局は地域課題に対応した活動ができる部会活動の支援をしている
地区内の問題の詳細を調査分析し、活動の改善に活用している
事務局から部会で活発で自由に協議できるような働きかけをしている
事務局はチャレンジに寛容な組織体制や活動にするための協議を促している
事務局体制が整っている
地区団体の間で活動が重複していない
地区団体の再編が進み、効果的な活動ができる体制づくりが行われている
事務局とまちづくりセンターの役割が相互に理解、共有されている
まちづくりセンターとまちづくり協議会が補完し合い、自律できている
決定の場と方法に透明性を確保できている
部会や個人への負担の偏重がなく、合理的で効果的な運営を行なっている
地区活動の拠点としての環境が整っている

施策１）課題解決型まちづくり活動の推進に向けた運営力向上の支援

各地区まちづくり協議会が計画的かつ効果的に事業を進めることができるよう、各地区のまちづくり行動計画の実効性を高める支援を行うとともに、効果的な事務局運営ができるよう、総務・企画・広報力の向上を支援します。

① まちづくり行動計画の推進支援

各地区まちづくり協議会がまちづくり行動計画に基づく活動を円滑に進めることができるよう、活動の進捗状況を確認するふりかえりシートの活用を支援します。

また、活動の見直し等の参考となるよう、ふりかえりシートの全市集約の結果を提供します。

② 総務・企画・広報力の向上支援

課題解決型のまちづくり活動を推進するため、部会活動の活性化を促す効果的な運営ができるよう、総務・企画・広報力の向上を支援します。

施策 2）まちづくり協議会の組織力向上の支援

各地区まちづくり協議会が、まちづくり行動計画に基づく合理的なまちづくり活動ができる体制を整えられるよう、組織力向上に向けた支援を行います。

① 各地区まちづくり協議会組織の最適化支援

各地区まちづくり協議会が、まちづくり行動計画に基づく課題の解決に向けた効果的な取組や新たな事業へのチャレンジができるよう、部会の再編など各地区まちづくり協議会の合理的な組織体制の整備を支援します。また、市が地区に委嘱している各種委員等について、実情に合わせた見直しを図ります。

② 事務局機能の向上支援

各地区まちづくり協議会が合理的に運営できるよう、まちづくり協議会事務局運営ガイドラインの活用を促し、役割が明確化した事務局体制を整えることで、事務局機能の向上へつながるよう支援します。

施策 3）まちづくり活動の拠点機能の強化

各地区まちづくり協議会が、まちづくりセンターを拠点にまちづくり活動を効率的に推進できるよう、施設機能や支援機能の強化を図ります。

① まちづくり活動の拠点としての施設機能の強化

各地区まちづくり協議会が、円滑にまちづくり活動を運営できるよう、まちづくりセンターへまちづくり室*1を整備するなど、まちづくり活動の施設機能の強化を図ります。

② まちづくり活動の拠点としての支援機能の強化

地域情報の集約や人材の発掘・育成、新規財源情報の収集等に関するまちづくりセンター職員のスキル向上や、まちづくりセンター長会議等を通じた他地区との情報共有など、まちづくり活動の拠点としての支援機能の強化を図ります。

＊1 まちづくり室：地区まちづくりセンターにおいて、地区まちづくり活動の拠点となる場として、主にまちづくり活動団体が使用することができる部屋のこと。

２　個別施策を横断する総合的な施策

個別施策を横断する総合的な施策として、「(1) 住みやすいまちであり続けるためのウェルビーイングの推進」「(2) 地区住民主体のまちづくり活動の推進」「(3) 持続可能なまちづくりのための各種連携の促進」を併せて実施します。

（１）住みやすいまちであり続けるためのウェルビーイングの推進

住民同士が互いにつながり合い、地域への愛着を感じ、役割や居場所をもって生き生きと暮らすことができ、「住んでよかった」「住み続けたい」と実感できる地域のウェルビーイングが向上するよう、住民が自ら参加したくなるまちづくり活動への転換支援や、住民一人ひとりの郷土愛を育む支援を行うとともに、地域のウェルビーイングを客観的データとして把握するため、住民満足度調査を実施します。

① 住民が自ら参加したくなるまちづくり活動への転換支援

住民ニーズを踏まえた、幸福感や満足感を感じられる魅力あるまちづくり活動へ転換できるように支援します。

また、町内会・区とまちづくり協議会の各種活動の棚おろし・見直しにより、やらされ感や負担感が軽減されるとともに、活動の目的・成果が可視化され、参加することで安心感やつながり、自己有用感を得られるような活動への転換を支援します。

② 地域の魅力を発信し、住民一人ひとりの郷土愛を育む支援

住民一人ひとりが郷土の良さを再認識することで、郷土愛の醸成が図られ住みやすさの実感が高まるよう、メディアや SNS などの多様な媒体を活用し、地域活動の情報や魅力をわかりやすく発信します。

また、まちづくりを自分ごととして感じられ、住民の地域への帰属意識が向上し、地域のつながりが実感できるよう、住民の声を丁寧に把握し、求められる広報や発信を行います。

③ 住民満足度調査の実施

住民が日々の暮らしの中で感じる郷土愛や住みやすさを客観的に把握することで施策の検証につなげるため、住民満足度に関する調査を実施します。

また、調査結果に基づき強みや課題を整理したうえで、次期計画や次期まちづくり行動計画の施策へ反映します。

（２）地区住民主体のまちづくり活動の推進
～指定管理者制度の導入促進と支援

地区住民主体のまちづくり活動を推進していく手段の一つとして、地区の拠点であるまちづくりセンターの管理運営をまちづくり協議会が担い、効果的な施設活用・運営を行うことができる指定管理者制度について、制度に対する理解を促進するとともに、希望する地区への導入を一層進めていくため、様々な支援を行います。

① 導入に向けた促進

制度の導入に至っていない地区に対しては、制度に対する理解を促進するとともに、制度の活用を進めるための調査・研究を行います。

また、導入の検討を始めた地区に対しては、地区内で円滑に検討が進められるよう、必要な情報の提供などを行います。

② 導入準備の支援

円滑な導入ができるよう、法人化に向けた定款の作成等を通じ、活動や組織の目的の見直しのための伴走支援を行うとともに、職員の雇用に関する支援や設立時に必要な資金の助成を行います。

③ 導入後の継続的支援

指定管理者となったまちづくり協議会に対し、富士市まちづくり活動推進一括交付金を交付するとともに、幅広い資金の確保や、事業企画、情報集約、人材育成、組織運営などについて、多角的な支援を行います。

また、まちづくり活動の更なる活性化を目的としたまちづくりセンターの管理運営が継続的に行えるよう、実情に即した制度の見直しを検討します。

（３）持続可能なまちづくりのための各種連携の促進

まちづくり活動の充実や活性化のため、各種連携を促進することで、持続可能なまちづくりにつながるよう、地区間、分野別、属性別、各種団体との連携を促進します。

① 地区間の連携促進

地区間の連携による相互の学び合いが促進されるよう、富士市まちづくり協議会

連合会と協働し、各地区の活動事例や課題の共有と地区間の意見交換の機会を提供します。

② 分野別の連携促進

各地区まちづくり協議会の部会活動の活性化が図られるよう、富士市まちづくり協議会連合会と協働し、部会別の交流や専門性の向上の機会を提供します。

③ 属性別の連携促進

まちづくり活動に多角的な視点を取り入れ、より多くの住民がまちづくり活動に参画することができるよう、富士市まちづくり協議会連合会や富士市町内会連合会と協働しながら、地区を超えた人的ネットワークの形成によって、市全体のまちづくり活動の活性化を促すとともに、若者や女性など多様な属性の人々から意見を聴き取る機会を提供します。

④ 各種団体との連携促進

地区内における各種団体の連携が促進され、まちづくり活動がより効果的に行えるよう、富士市まちづくり協議会連合会と富士市町内会連合会の連携や、各種団体の上部組織との意見交換などを促進します。

第５章　計画の推進にあたって

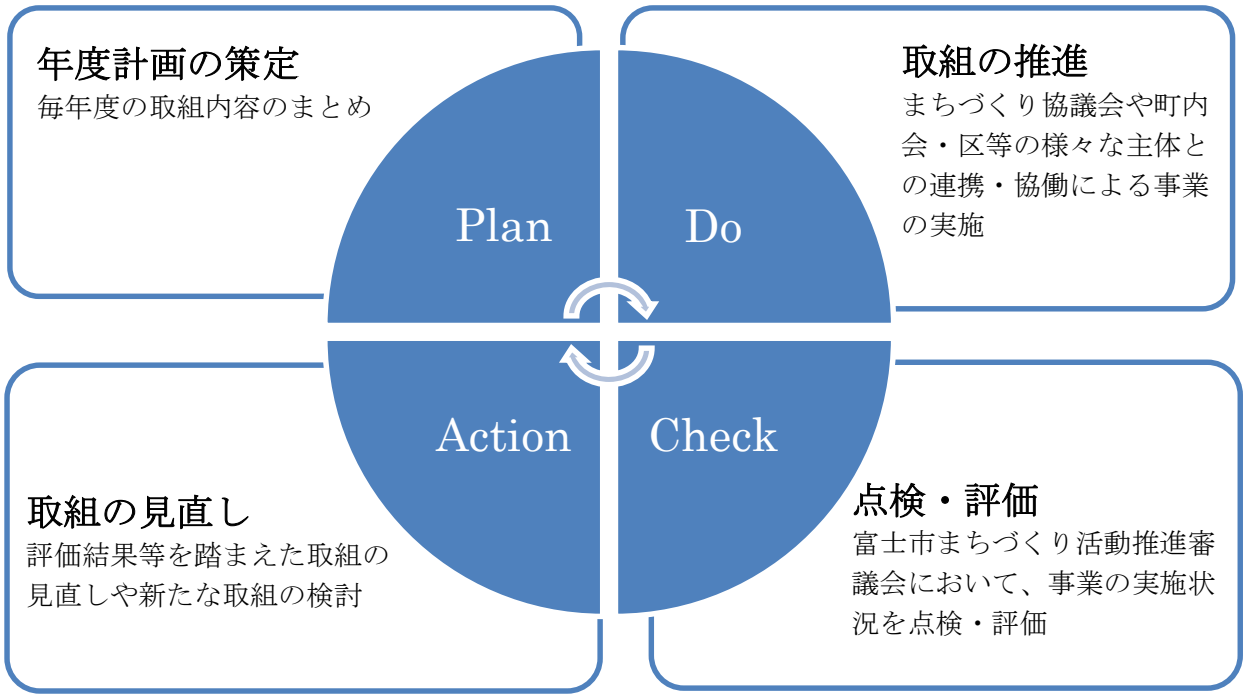
１　計画の進行管理

本市のまちづくりのパートナーである町内会・区やまちづくり協議会とともに、本計画と各地区のまちづくり行動計画の整合を図りながら、方向性を確認しつつ、課題と成果を共有し、本計画を着実に推進していきます。

毎年度、各地区が作成するまちづくり行動計画のふりかえりシートに基づき、「目標像の示す状態」に対する評価を取りまとめ、まちづくり活動推進審議会において、客観的な視点から評価結果と取組内容を審議していただき、その結果を踏まえて成果と課題を抽出します。

また、富士市まちづくり協議会連合会及び富士市町内会連合会と協議しながら、取組内容の見直しを図るとともに、「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」において、まちづくり活動に関する行政内の関係部署の取組や地区の状況について情報共有と協議を進め、「方針別目標像の示す状態」を達成できるよう、効果的な取組を検討し、年度計画を作成します。

PDCA サイクル



目標像の実現に向けた実施工程表　（１／２）

：準備期間

目標像	基本方針	施策	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
住みやすいまちであり続けるために　自ら考え　行動する　地域コミュニティ　～課題解決と住民参画のまちづくり～	1　協働のまちづくりを推進する　地域コミュニティの仕組みづくり	1）町内会・区への活動支援	① 運営基盤の強化支援				
			② 町内会・区の加入促進の支援				
			③ まちづくり協議会との連携促進				
		2）各地区の連合町内会・区長会の機能強化の促進			① 各地区の連合町内会・区長会における協議機能の強化促進		
				② 地区内の町内会・区とまちづくり協議会との調整機能の促進			
		3）富士市町内会連合会への支援	① 課題解決に向けた調査・研究機能の強化				
			② 運営の支援				
		4）地区まちづくり協議会の運営の機能強化に向けた支援	① 課題解決力の向上支援				
				② 地区と行政の協働の体制づくり			
		5）富士市まちづくり協議会連合会との協働と連携	① 協働の取組の推進				
			② 連携の深化				
		6）行政内の連携の推進	① 行政手続きの合理化				
			②「地域への依頼ガイドライン」の徹底				
			③「持続可能なまちづくり活動に向けた庁内会議」の充実				
	2　まちづくり活動への財政的支援	1）財政運営力の強化に向けた支援				① 予算書・決算書フォーマットの提供支援	
						② 会計スキルの向上支援	
				③ 会計業務体制の調査研究			
		2）地域コミュニティの実情に即した柔軟性の高い財政支援の充実	① まちづくり関連補助金制度の充実				
						② まちづくり活動推進一括交付金制度の充実	
		3）活動の充実に向けた幅広い活動資金獲得への支援	① 各種補助金制度や助成制度等に関する情報提供と活用支援				
			② 活動資金獲得への支援				
	3　次代を担う人材育成への支援	1）地区の課題解決力強化に向けた人材発掘・育成支援	① 地区の課題把握への支援				
			② 地区の課題を解決するための活動支援				
			③ 活動の検証と見直しの支援				
		2）多様な立場の人々の参画促進	① 新たな参画の促進				
				② 人材育成に関する行政内の関係部署との連携促進			
			③ 気軽に参画できる環境の整備支援				
			④ 企業・NPO等との連携促進				
		3）市職員のまちづくり活動への参画促進	① 市職員に向けたまちづくり活動の啓発				
			② 市職員まちづくり地区担当班の活性化				
						③ 地区課題の解決に向けた市職員の支援	

目標像の実現に向けた実施工程表　（２／２）

：準備期間

目標像	基本方針	施策	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
住みやすいまちであり続けるために　自ら考え　行動する　地域コミュニティ　～課題解決と住民参画のまちづくり～	４　まちづくり活動の推進に必要な情報の提供	１）地区内のコミュニケーション支援			① 地区住民のニーズの把握支援		
			② 地区広報の発信支援				
			③ 新たなコミュニケーション手法の導入支援				
		２）地区間の情報共有の促進	① 情報交換機会の提供				
		３）市内外への情報発信	① まちづくり活動の情報発信支援				
			② 行政によるまちづくり活動の情報発信				
		４）行政からの情報提供	① 地区カルテ（地区内情報）の活用				
			② 参考情報の収集				
			③ 行政内の情報共有の場の強化				
		５）デジタルインフラ整備支援	① デジタル化の促進				
			② 情報プラットフォーム整備支援				
			③ 情報提供データベースの構築				
	５　事務局機能の充実に向けた支援	１）課題解決型まちづくり活動推進に向けた運営力向上の支援	① まちづくり行動計画の推進支援				
			② 総務・企画・広報力の向上支援				
		２）まちづくり協議会の組織力向上の支援	① 各地区まちづくり協議会組織の最適化支援				
				② 事務局機能の向上支援			
		３）まちづくり活動の拠点機能の強化	① まちづくり活動の拠点としての施設機能の強化				
			② まちづくり活動の拠点としての支援機能の強化				

２　持続可能なまちづくり活動の推進に向けて

富士市地区まちづくり活動推進条例の制定から 10 年が経過する中、将来にわたって持続可能なまちづくり活動をこれまで以上に推進していくよう、本計画における成果や課題などについて総括を行い、時代に即して地域コミュニティの基盤を強化し、協働によるまちづくりの実効性をより高めるとともに、行政及び地域の多様な主体の役割を改めて整理し、支援のあり方を明確にするため、本条例の改正に取り組んでいきます。